

第五十一回国会 参議院内閣委員会 會議録第十五号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)
午前十一時十八分開会

委員の異動
三月二十五日

北村 暢君 補欠選任
森中 守義君

三月二十八日

辭任
塩見 俊二君 補欠選任
森中 守義君 大谷 賢雄君
北村 暢君

出席者は左のとおり。

委員長 熊谷太三郎君
理事 柴田 榮君
八田 一朗君
伊藤 顯道君

委員 石原幹市郎君
源田 実君
船田 讓君
三木與吉郎君
森 八三郎君
山本茂一郎君
中村 英男君
山本伊三郎君
鬼木 勝利君
中沢伊登子君

國務大臣 上原 正吉君
國務大臣 藤山愛一郎君
國務大臣 安井 謙君

政府委員

内閣総理大臣官
房臨時在外財産
問題調査室長

總理府人事局長
總理府恩給局長
總理府統計局長
中央青少年問題
協議会事務局長

經濟企画庁長官
官房長

經濟企画庁調整
局長

經濟企画庁國民
生活局長

經濟企画庁綜合
計画局長

經濟企画庁綜合
開発局長

科學技術庁長官
官房長

科學技術庁計画
局長

科學技術庁研究
局長

科學技術庁振興
局長

科學技術庁原子
力局長

科學技術庁資源
局長

事務局側
常任委員会専門
員

説明員
内閣総理大臣官
房参事官兼内閣
官房内閣審議官

本日会議に付した案件
○理事の補欠互選の件
○科學技術庁設置法の一部を改正する法律案(内

栗山 廉平君

増子 正宏君

矢倉 一郎君

野田 章君

赤石 清悦君

澄田 智君

宮沢 鉄蔵君

中西 一郎君

向坂 正男君

鹿野 義夫君

小林 貞雄君

梅澤 邦臣君

高橋 正春君

谷敷 寛君

村田 浩君

橋 恭一君

伊藤 清君

福田 勉君

閣提出、衆議院送付)
○經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)
○国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○總理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷太三郎君) それでは、ただいまか
ら内閣委員会を開会いたします。

去る二十五日、北村暢君が辞任せられ、その補
欠として森中守義君が選任されました。昨二十
八日、塩見俊二君及び森中守義君が辞任せられ、
その補欠として大谷賢雄君及び北村暢君が選任せ
られました。

○委員長(熊谷太三郎君) 委員の異動に伴い理事
が一名欠けましたので、その補欠互選を行ないたい
と存じます。互選は先例により、委員長にその
指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認めま
す。それでは理事に北村暢君を指名いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 科學技術庁設置法の一
部を改正する法律案を議題といたします。前回に
引き続き本案の質疑を行ないます。

なお、関係当局の御出席は、上原科學技術庁長
官、小林同官房長、藤井同会計課長、梅澤同計画
局長、高橋同研究調整局長、谷敷同振興局長、村
田同原子力局長、橋同資源局長、以上の方々でご
ざいます。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○伊藤顯道君 前回に引き続いて二、三お伺いし

たいと思いますが、科學技術活動を盛んにする源
泉は何といつても人材にあろうと思ひます。とこ
ろが、この人材についてはなかなか一朝一夕にそ
の養成はできないと思ひます。そこで、先進諸
国では、あるいは科學技術者の養成とか需給とい
うことについて国が長期的な観点に立つて計画を
進めておる、こういう実情にあろうかと思ひます。
で、一方、日本の場合は、高等教育を受けた
者あるいはそれに相当する学力を受けた科學技術
者、私の調べによりますと、科學技術者の数は大
体現在で九十五万ぐらいたと推定されるのです
が、これはちょっと前のですから、現在は大体ど
のくらいの数字になっておるかということ。
それから研究者が大体推定で十二万ぐらい、こ
れも少し数字に変化があるかと思ひます。そう
いう数字をお示しいただきたいということ、そ
れから政府の計画では今後どのような見通しにな
るのか、どういふ見通しを持っておられるか、こ
ういふことについてひとつ具体的に御説明いた
だきたいと思ひます。

○國務大臣(上原正吉君) 技術者の数がいほどの
くらいになっておりますか、これはいま局長から
お答えいたしますが、現在では、昭和三十五年に
科學技術会議より、今後十年間に十七万人ぐら
いの技術者が不足するであろうという見込みで至
急養成方法を講じなければならぬという御勧告
を受けておりました、これに文部省にお願いして
御協力をいただきました、大いに理工系の学生の
入学人数をふやして、至急に養成していただくよ
うにお願いをして、御協力いただいております、
この点はかなりよく進んでまいっておりますので
ございます。最初の二、三年間に約二万人ぐら
いの学生が収容されて、その後もどんどん拡張されてお
りますので、十七万人というなら十年で二十万人
にできますから、これが相当な数が養成されてま

いつておりまして、教の上ではどうにか間に合うようになる見込みなのでございます。質の点では何とでもまだ十分とは申せません。ことに理工系の中でも基礎になるような学問も足りませんし、思うようになりませんのでございまして、それでも漸次充足されつつあることは事実なのでございます。総体の数がどれくらいになりますかは局長からお答え申し上げます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど先生おっしゃられました技術者が全部で九十五万。それは私たちが三十九年度に調べた数字が九十五万でございまして、したがって、それ以上の数字はもうちょっと調べませんと出ないのでございます。現在私たちが九十五万。その中から大学を出した者が大体三十四万人と推定しております。それから研究者は十一万八千人でございまして、それは三十九年度の現在私たちがとりました数字でございまして。

養成につきましては、先ほど大臣おっしゃいましたように、三十六年の十七万人、これに対してそれから三十七年に二万人の増強をいたしまして現在、ちょうど三十六年の理工分野につきましては倍の入学定数という形に国立はしていただいております。その関係から大体の量はうまうまいておりましたが、ただ非常に専門分野、それからこまかくなると、いろいろなことを知らなければいけないという関係で、まだその需要者に対して専門分野のところには少し問題がございまして、その点は科学技術会議のほうで御検討いただいております。それからもう一つ、先ほどの再教育と申しますか、産業に役立つ技術者の養成を考えたければならないじゃないか。そこで最近アメリカ等で教育工学という問題が出ておりますが、目と耳と全部使って、本だけで教えない、そこでそうして最高の技術者、産業に合う者にしたかどうか、これがつい最近問題になっておりまして、科学技術庁といたしましては、その教育方法、その検討をやりまして、ことしから約三年計画でどういう企業内における教育体制を、

ことに高等教育関係の教育体制をどうしていくかということ、そういうこともいま研究課題に入っております。それで何とか産業の実態に合うような技術者にしていく教育方法を考えていく、そういう所存でやっております。

○伊藤道雄君 この技術者に対する需要のほうです、これは近年非常に増加していると思うのですが、したがって、供給の面はいつも不足がちなところ、こういう実情の中にあろうかと思う。そこで先ほど長官も御指摘になったように、昭和三十一年末の科学技術会議の答申では、三十五年から四十五年の間に約十七万人の理工系科学技術者の供給が不足するというふうな推定に立って、それに基づいて三十六年から四十年の増員を含めて、現在理工系学生定員は三十五年当時の約二倍になっておる、こういうふうな聞いておるわけですが、こういうようなことを中心に一体今後はどういうことになるのか。簡単にいいますと長官から御指摘があつて、何とか将来間に合うんじゃないか、量の点は、しかし、質の点はなかなか容易じゃない、こういう意味の御答弁があつたわけでありまして、これをもう少し具体的に御説明をいただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 非常にむずかしい問題でございまして、私たち、学校、大学を出ます場合の一番問題点としていま文部省にお願いしておりますのは、やはり研究者の場合でございます、大学院というものをものとふやして、それで研究その他わが国の科学技術の分野の人の養成を考えなければならぬじゃないか。それからもう一つは、いまの研究、技術者にできるだけ応募してくる学生というものを考えなければいけません。そうなりますと、研究所の環境その他の整備をまず考えないとうまくいかないのではないかと。そういう点で現在科学技術会議の中で第三部会というものを設けてまして、そこで人材の問題点並びに待遇に関する問題点を検討していただいております。つい最近、間もなくその検討の意見が出てまいると思ひます。それに基づきま

して政府としても考えていきたいという所存でございまして。

○伊藤道雄君 いま御指摘のあつたように、科学技術者の不足についてはこれはまあ逐次解消されるであらう、そういう方向のようでありまして、けれども、さらにこれを掘り下げて専門分野別に、教育段階別に見ると、需給の均衡は必ずしも十分にたれていないと思ひます、こういう意味の科学技術白書が発表されておるわけです。この白書でも指摘されておるこういう傾向を、科学技術庁としては何とか是正しなければならぬということ、いろいろ対策を立てておるのかと思ひます。その対策についてひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在まで私たち白書で書いておりますように、やはり機械、電気、化学、こういう専門分野が依然として需要に対して供給のほうに足りない。応用物理、それがさうでございまして。そういう関係をどう調和していくかというところで現在さしあたりどうするかというところが問題でございまして、その関係につきましては非常に企業内におきましても配置につきまして、中における技術者の配置の問題はどうであるか、そういう問題一つございまして。その関係からわれわれが先年からアンケートをやりまして、それで企業内における個人からの配置に対する希望、それから経営者から見ました配置に対する考え方、これのアンケートをとりまして、それをまとまして、それをまた各企業に流しまして、何とかそこで適正なる配置をして質的にうまう使うようなことを現在考えておるわけでございまして。この点技術者の養成のほうからいいますと、すぐ満足にそこはいきませんので、さしあたりの対策として現在そういう形をとっておるわけでございまして。

裏を返せばなかなか量産はともかくとして、質の点に問題があるのでなかろうかと考えられるわけですから。そこで、初級、中級の技術者の養成と同時に、大事なことは高級技術者、高級研究者、こういうものの養成が特に必要ではなかろうかと思ひます。こういう高級な技術者、研究者が初めて科学の発展と技術の革新をはかり得る原動力となる、こういうふうな点から考えて、今後の課題は、すぐれた資質の科学技術者をどのようにして養成していくか、そういうところにあろうかと思ひます。これは一つの重要な課題であらうかと思ひます。こういう課題に対して科学技術庁としては、どのように取り組んでいかれるのか、こういう点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在その点においてわづかながら行なっておりますことは、特に高級技術者として考えますと、さしあたりは地方の公設研究所の連中をどうするかという点につきましては、国立の研究所が公設の研究所の人の研修制度を行なつて、こつちへ来て共同研究をやる、あるいは研修を受けて帰つて、また自分のところにおきます人にそれを教へ込むというところで、お互いに技術の交換あるいは技術指導を行なう形をしている。それから国士研究所におきまして、やはり大学を出たばかりならば、やはりその大学の大学院の数ではなかなか間に合いませんが、大学を出てすぐ入ったものをもう一度適当な大学におきまして研修して、それでなお以上の学力をあげるという体制を現在とっております。

○伊藤道雄君 繰り返してお伺ひしているように、いまの段階では、量よりは質に重点を置いて検討する、真剣に取り組まなければならぬ段階だと思ひます。そこで、そのためには科学技術者の再教育が必要でしようし、再訓練も必要でしようし、あるいは職場における配置の問題も検討しなければなりません。特に大事なものは、処遇の問題にもつながってくると思ひます。こういうことで、前回にもお伺ひしたように、日本のすぐれた科学者が、どうも施設とか、それから研

究費の不足、あるいは生活費の不足、こういう点から、たとえばアメリカなどに散ってしまふ傾向が、この前、数字をもってお示しになったように、相当憂慮される事態にあるわけです。ことに科学技術者の処遇の問題については、やはりとてもその必要性を強調する必要があるかと思つてお伺いするわけですが、このような四つの問題、いまお伺いしたわけですが、こういうことについて科学技術庁としてはどのようにお考えになり、そのお考えに基づいてどのように取り組んでおられるか、こういうことについてお聞かせいただきます。

○政府委員(梅澤邦臣君) いま待遇の問題、あるいは研究所の設備の不足の問題、こういう点については先生のおっしゃいますとおり、たとえばアメリカにおきましては、一人当たりの研究費が千五百万に達して、わが国のはうが三百二十五万、こういうような点から、当然その研究費は不足であるという問題がございます。したがって、三十五年の一号答申、あれを受けまして、これが四十五年までという形で出ておりましたが、こういう状況になりますと、四十五年までにもう一度見直して見ないと、あのまゝいっていかのかどうか、ここに問題があるということを去年から考えましたのが、一つは研究のあり方、こういうことで一つの部会をつくってやっていただいている。それから人材処遇について、それから最近情報交流という問題があります。こういう情報交流が相当うまくいきませんと、やはり海外にそのデータをとる、あるいはまた、向こうに研究に行くという環境、そういう環境をもう一つ見直してみようというところで、現在まで見直しまして、そして問題点の抽出をしております。そこで、その抽出がはかばかしく、それに対する具体策を考えていくということ、ほぼ問題点の抽出がはかばかしく、ただその具体的な、先生のいまおっしゃいました措置を短期間で果たしていくということについての問題点を、いま各省と打ち合わせ中でございまして、もう間もなくその点について

の意見書をつくりまして、対外的にやる方向もきめていきたいというふうに考えております。

○伊藤道雄君 いま御指摘になったように、いろいろな問題点で真剣に取り組んで、これを一つ一つできることから実現していく、こういう姿勢が必要なのだと思いますが、やはり政府自体はもう必要だけれども、学界、あるいは産業界、こういうものが一体となつてやらないとなかなか成果をあげがたいのですが、科学技術庁を中心に、あるいは学界、あるいは産業界、こういう方面とどのように横の連携をとりながら、こういう問題と取り組んでいくこととしておられるのか、そういうことについての御説明をいただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在、先ほど申しました科学技術会議の検討をやりまします場合に、やはり産業界並びに学界の意見が入りましますと、政府だけでは困ると思ひます。したがって、現在その科学技術会議に、大体学者の方が五十名、それから一般産業界並びに各省関係からの、外の技術者と申しますか、そういう方が五十名、大体百名の方をお手伝い願ひまして、そしてわれわれの考え方というものを説明いたしまして、そこでもって、それに対する産業界等の意見を入れて現在つくっているわけでございます。

○伊藤道雄君 それでは、最後に科学技術行政の機構のあり方、こういう点について一、二お伺いしておきたいと思ひますが、現在科学技術に関する行政は、私が指摘するまでもなく、科学技術庁を中心に、文部省もそうだし、あるいは通産省その他の省庁でそれぞれ分担実施しております。これが実情だと思ひます。しかしながら、これらの官庁では、企画とか、あるいは実施している科学技術行政を全体として見た場合に、機能とか、あるいは機構とか、こういう両面についてほとんどに統合性、統一性が確保されておられるのか、こういう点について疑問を持たざるを得ない。現状はですね。こういう点についてはどういうふうに科学技術庁としては考えておられるのか。また、科学技術庁としても総合性、統一性は

欠けておると、そういうことをむしろお認めになるならば、今後はそれに対してどういうふうに取り組まれようとおられるのか、こういうことについて御説明をいただきたい。

○國務大臣(上原正吉君) 御指摘のように、科学技術庁という役所が科学技術を総合的に推進をはかる、こういう使命をしようとしておりますけれども、何ぶんにも役所が新しいものでございまして、科学技術庁が発足します前に、各省庁にりっぱな研究所や研究のスタッフがそろえてございまして、これを一気に改革するということは、かえってロスが多くなるだろう、こういうことで、科学技術庁は予算の編成にあたりまして、各省の科学技術に関する予算を全部御提出いただいて、重複することのないようにというふうにこれを調整をいたしております。

それからまた、特に各省庁にまたがるような課題につきましては、研究調整費というものを持っておりまして、これを各省庁に配分して、各省庁の研究所で分担して研究していただきまして、それを科学技術庁が集めて、そしてその結論を出す、こういう方法をとっております。しかし、おっしゃる通りに、隔靴掻痒の感があらゆる面を感じるのでございまして、また、一ぺんに改革することとていふ不可能だと思ひるのでございまして、幸いに——幸いと申し上げては語弊があるかも知れませんが、臨時行政調査会が科学技術庁のあり方につきましているところと案を立てて、政府に勧告をいたしておることは御承知のとおりでございまして、この臨時行政調査会の答申をいたしまして、この臨時行政調査会の答申をいたしまして、漸次この答申の線に沿って、政府として改革を遂げていって、さらに一そう効率的な科学技術行政を実施してまいりたいと、かように考えておる次第でございまして。

○伊藤道雄君 この機能の面について、現在、科学技術庁における調整の対象はこういうことだと思ひますが、科学技術行政に関するすべての事項には及んでいないと思ひます。たとえば、大学における研究に関する事項は現に除かれておるわけですね。そういうところにも問題があるし、また、予算上の調整機能についても、最も有力な手段である予算の一括計上、これが一番望ましいと思ひます。科学技術関係では原子力等の一部に限定されておるわけですね。こういうところにも問題があるのではなからうかと思ひます。したがって、科学技術庁における調整の対象の問題として、予算一括計上の問題、こういう二つの問題をしぼってみても、今後十分検討し、さらに改善を要する面があるのではなからうか、こう私どもは考えられるわけで、そこで、このことについてのひとつお考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(小林眞雄君) 御指摘の対象の問題につきましては、大学が対象の外になっていて、この問題は前からかねがね非常に議論のあるところでございまして。さような意味で、先ほど大臣が答弁申し上げましたように、臨時行政調査会の答申でも、科学技術行政を有効にするためには、大学の分野も、必要限度において科学技術行政の一環として科学技術庁がこれを調整していく。もちろんその際、大学の自治なり学問の自由なりを侵害することとは毛頭考えてはいけな問題でございまして、これは当然のことといたしまして、そういう条件を考えながら、大学の分野におきましても、そういう調整の必要があるのじゃないか、かようなことが指摘されておるわけでございまして。

それから第二の問題の一括計上につきましては、伊藤委員の御指摘のとおりでございまして、原子力の分野にだけ網羅的に現在一括計上されておりますが、そのほかの分野では、これはまだまだそこまできておらないので、予算の見積もり調整方針ということとどまつております。そこで、先ほど申し上げました臨時行政調査会の答申がでますときにも、ぜひその問題は議論されたところでございまして。一括計上するのがいい

のか、あるいはもっとも調整の機能を質的に強化していかうかがいのかという議論がなされたのでございすが、結論的には、一括計上という一つ前の段階、つまり科学技術庁の総合調整機能を質的に強化する。具体的に申し上げますれば、たとえば大臣が答弁申し上げましたように、科学技術庁の重要総合研究費を大幅にふやすことによつて、実質的な一括計上の効果を重要な研究については期待するとか、それから、総合調整機能をさらに一段と強化していくとか、そんなような方向で寄り寄り検討していくべきだ、こういうふうな指摘されておるわけでございます。

○伊藤道雄君 それでは時間の関係もございしますから、最後に一点だけ伺しておきたいと思ひますが、いま機能の面について伺ひしたわけですが、機構について考へても、現在の科学技術庁及び関係各機関、この面では、各方面の意見を反映させて基本的政策の企画とか、立案あるいは調整、こういうものを行なうための機構としては十分な点がまだあるように見受けられるので、こういう不十分の点、即ちこれはまあ一つの短所と見られるわけですが、こういう短所を、やはり当面の科学技術行政の改革にあつては最も大事な問題の一つとして取り組んでいって、これは正に当然なわけではないか、こういうかまがえが必要であらうと思ひますが、この点について科学技術庁としてはどういふ見通しを立ててこれを是正しようとしておるのか、非常に大事な問題でありますので、この点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○政府委員(小林貞雄君) 国全体の科学技術機構といたしまして、より強化する必要があるのじゃないかというふうなことで、先ほども申し上げました臨調答申では、科学技術会議の強化ということと、科学技術政策委員会の設置ということとを指摘せられておるわけでございます。科学技術会議の強化といふことは、いろいろこの科学技術行政に関する重要な問題が、とかくいろいろな事務的な障害にぶつかつてなかなか進んでいかなない。それをより強力に総合的にやつていくためには、現在の科学技術会議を一段と飛躍さしていく。たとえば先ほど申し上げた、あるいは御指摘のございました大学なんかの問題も考えながら、科学技術会議が一段と強化されるという姿を考えていくというふうなことが一つ指摘されております。それから科学技術政策委員会では、科学技術庁長官が科学技術行政を総合的にやる場合に、いろいろ各方面の意見を具体的に聞いていくという場として科学技術政策委員会というものをつくつてやつていくべきであるという現在の機構に、より一段と力強い機構を考へていくべきであるという指摘があるわけでございます。一々これもごもつともところでございます。さういふ意味で科学技術庁といたしましては、この問題に前向きに取り組むというところで、臨調答申全体の歩みとにらみ合わせながらやつていくとしておるわけでございますが、大臣が先ほど申し上げましたように、順次その精神を取り入れるというところで現在いろいろ検討はされております。科学技術基本法の中にも科学技術会議の強化なりあるいは科学技術政策委員会の機能というものをその法案の検討の場で寄り寄り現在討議をしておるわけでございます。できるだけ逐次これを取り入れるという精神でその問題に取り組んでいきたい。さういふ意味で科学技術行政機構の一段と飛躍を期待していきたくと思ひます。次第でございます。

○委員(熊谷太三郎君) 速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(熊谷太三郎君) じゃ速記起こして。午前はこの程度としまして、午後は一時から再開いたします。暫時休憩いたします。
午後十一時五十三分休憩
午後一時十五分開会
○委員(熊谷太三郎君) それではただいまから内閣委員会を再開いたします。
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。
なお、関係当局の御出席は、藤山経済企画庁長官、澄田同官房長、宮沢同調整局長、向坂同総合計画局長、鹿野同総合開発局長、以上の方でございます。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。
○伊藤道雄君 前回に続いて二、三伺ひたいと思ひますが、現在の公共料金の決定は、例外もありませんが、ほとんどそのすべてが主務大臣の認可事項となつておるものであります。そういうことでありますので、その所管の大臣といふゆる自治省側が話し合ひして、一方的にきめられておるうかと思ひます。そういうことで、公共料金と云ふものであるのに、ほかの国民生活にとつてきつめて重要な諸物価についてはほとんど野放し状態になつておる。そういうことは言えると思ひます。そこで、このままだではなかなか物価問題が、やはり盛んに論議されておるさなかであります。あるいは重要な物価の決定については、公共料金とか、あるいは重要な物価の決定については、これは一つの考え方ですが、法律に基づくこととしたら、こういう点がある程度規制できるんじゃないか、こういうふうな点に考へるわけです。そこで、この点について大臣の考へはどうか、この点について伺ひたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま伊藤委員からお話のございました物価の関係の許可認可は、それそれ各省が持つております。しかし、それをきめるところに、経済企画庁が合議をいたすということになつておりますので、全然各省庁がその考へ方だけで認可をするという状態になつておるわけですね。で、いま伊藤委員から法律でもって何かというのでございすが、どういふふうにかその法律についてお考へなのか、あるいは一元的にどこかで認可するようにと、内容について詳しく伺ひたいと思ひます。お伺ひしませんとちょっとお答えしにくいと思ひますが。
○伊藤道雄君 また一つ考えられることは、独禁法についてですが、これには言うまでもなく、適用除外の立法がたゞさんあるわけですね。そこで、これをやはり整理する必要があるんじゃないかと私は考へるわけです。そしてまた、その運用について十分これを強化して、野放し状態にあるカルテルの追及をやるとか、また、環境衛生法に基づく消費者物価の値上げ、こういうものについてやはり独禁法違反事件についてはきびしい態度で臨む必要があるのではないかと、こういうふうにか考へるわけです。この点についてはいかがですか。
○国務大臣(藤山愛一郎君) 自由主義経済の中で、やはり公正な取引をしていく、公正な競争をしていくというところは資本主義経済の本質でございます。したがつて、何らかの形でカルテルその他の行為をしますことは、やむを得ない場合に例外として行なうということであつて、自由な公正な競争が行なわれて価格形成なり、あるいは企業の競争と申しますか、拡大発展をはかるのがたてまえだと思ひます。したがつて、そういう意味からいまして、独禁法自体の運用については十分今後とも注意してまいりませんといけません。そういう点について大いに独禁法自体の運用というものを強力にかつ公正に考へて、公正取引委員会できちんと措置されることが望ましいことだと考へております。

○伊藤道雄君 なお、このことに関連して、公正取引委員会がございすが、これを十分強化拡充する必要があるのじゃないか。そして、一般の消費者とかあるいは労働者、農民、中小企業者、こういう代表をかかえた民主的な機構で、しかも消費者の意見を十分反映できるような運営をしていくことによつてこの問題を相当は正していけるんじゃないか、こういうふうにか考へられるわけですか、その点はいかがですか。
○国務大臣(藤山愛一郎君) 公正取引委員会を強

化しますことは私どもも必要だと考えます。今回の予算にあたりまして、人員をふやさないという原則に立っておたのですが、公正取引委員会だけは三十名が定員をふやまして、そして課長一人置くというようにし、それから地方事務所を「カ所」ふやすというようにして強化の道をたどっております。

なお、公正取引委員会に消費者代表をどういう形で入れるかということについては、ひとつ公正取引委員長のほうからお聞きをいただければ……。

○伊藤道雄 なおお伺いしたいのは、独占の経済力乱用という問題が考えられるわけですが、これは物価値上げに端的にあらわれておると思うのですけれども、独占のいわゆる経済力の乱用ということがありますね。そこでお伺いするわけですが、この経済力乱用を十分規制して、そうして独禁法の運用を強化する、もちろんこういうことが必要なので、結局根本的にこういう問題を改善するために、国民大衆の生活を安定するためにいろいろ方策はあろうかと思うのですが、経済企画庁としては、そういう問題に対してどういうふうにお考えになっておられるのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎) 経済力の強化という、ちよっと私御質問の趣旨がわかりませんけれども、おそらく物価対策等に当たって、業者各自のいろいろな経済力による不当な形がまずいんじゃないかという御趣旨だと思いますが、やはりこれは業者が不当に値段をつり上げたりあるいはつり上げる行為をしていくというふうなことにについては、既に独禁法で取り締まっております。協同組合その他で合理化カルテルあるいはそういうようなものを認めているものにつきましても、その目的を一日も早く達成して、そうしてそういうカルテルが解消するという方向に行政上の指導をしてまいらなければならぬわけでございます。

やはり自由主義経済の上に立ちますれば、自由な公正な競争によって価格形成をするということが一番望ましいことだと、こういうふうにお考えをいたします。

○伊藤道雄 なお、この際お伺いしたいのは、誇大な広告ですね、それと過剰な宣伝、こういうことはいまは野放し状態になっておると思うのですが、やはりこういうことが物価値上げの一つの要因になっておるとお考えですか。そういう観点からこの誇大な広告とか過剰な宣伝、こういうものに規制措置を講ずる必要があるのではないかと、こういうふうにお考えられるわけですが、現在企画庁としては、一体どういうふうなこの問題を考えおられるのか。

○国務大臣(藤山愛一郎) 広告の持つ効果というものは非常に大きいのでございまして、これが消費者教育に正しく活用されますと、これは消費者のために非常にすばらしい、いま御指摘のような誇大な広告あるいは虚偽な広告あるいは不当に景品等をつけてついでにいろいろな広告、そういうものについては、やはりこれは相当自制をせよというわけになりますし、それが乱に流れますれば、それぞれ取り締まりの対象にもなってくると思っております。したがって、そういうことについて、効果のあるものだけに、広告の規制と申しますか、自主的な立場に立つての広告業者あるいは広告の媒体業者等が、それらの問題を十分に考えながら運営されることが望ましい。将来あまりに乱に流れますれば、その法的措置がとられる時期があるかと思っております。そういうことがなくして広告が運営されることが一番望ましいことだと、こういうふうにお考えをいたします。

○伊藤道雄 いままでいろいろお伺いしてきましたが、物価の値上げに関連した問題ですが、ここで考えなければならぬのは、物価値上げで一番大きなしわ寄せをされるいわゆる犠牲者は低所得階層であろうと思っております。したがって、この低所得階層救済の立場から、いろいろ具体的に手を打つ必要があるのではないかと、そういうふうにお考えをいたします。

当然考えられるわけですが、たとえば最低賃金制、いま非常に問題になっております最低賃金制の確立。いま業者間の協定というふうなところになっておりますけれども、私どもの要求としておる全国一律の最低賃金制の確立とかあるいは基準額を引き上げる、とか、あるいはまた、生活保護基準の引き上げ、こういうことも非常に大事じゃないか。なお、社会保障制度を充実したりあるいは社会保険についてはベースの引き上げをやったり、物価にスライドするいわゆるスライド制のとり入れ、幾つかの具体的な問題がそれぞれの方から非常に大事になってくるわけですが、これを一挙に解決するということのようなことはなかなか容易じゃない。たとえば社会保障制度の充実、それ一つをとってみても、なかなか遅々として進まない現状にあるわけですが、しかし、こういう考え方は正しいと思うのです。経済企画庁としては、これらの問題についてどのように取り組んでおられるのか、こういう点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎) その社会保障の拡充という問題は、物価問題は別にしても、当然これから日本がいわゆる近代国家として十分な施設をしてまいります場合には、これを強化していくことが必要であります。ただし、なかなか財政上の問題もございまして、ステップ・バイ・ステップでいく方法がないわけではあります。しかし、これは私たちが後退しないのでやってまいりたいと思っております。物価の上昇がやっております現状においては、いま申し上げたような方針がさらに強く打ち出されていかなければならぬので、本年度の予算等におきましても、低所得者対策として各省がそれぞれ相当な予算措置をしてこられております。必ずしも十分かどうかということについてはいろいろの御議論もあろうと思っておりますけれども、政府といたしましては、そういう点に配慮いたしまして努力はいたしておいて、予算措置等も従来よりもよいにその面に考慮を払っておる、こういうことだと思っております。

○伊藤道雄 いまお伺いした中で、特に最低賃金制の問題ですが、これは従来はいわゆる業者間協定という段階を出ていなかったわけですが、これも、この業者間協定ではおおよそ意味がない。こういう問題について経済企画庁としてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(藤山愛一郎) いま最低賃金に対する審議会がこれらの問題について御議論をしておられて、成案を得るような努力をしておられると思っておりますので、政府としてもその結論にまっぴくべきだと思っております。もちろん、今日のよう業者間の協定がいいかどうかということについては、これは問題があろうと思っております。むしろ一律最低賃金ということが現状においてすぐの範囲までやるのが適当かどうかということについては相対的な問題がございまして、審議会等におきまして十分な御審議を経た上でわれわれもそれに対して対応してまいらなければならぬと、こう考えております。

○伊藤道雄 次に、これも関連があるのでお伺いしておきますが、地価の規制ですね、これはたとえば工事用地などについて見ますと、一定の面積以上の土地取得をしたとせば国の許可制にするとか、あるいは購入を防止するために空地には課税するとか、こういう措置を講ずる、まあいろいろ具体的な策が必要でしようけれども、たとえばそういうようなことをやって地価を抑制しないと、底なしにどんどん上がっていく。特に低所得階層は自分の住宅を、長年にわたって営々としてわずかな貯蓄を進めていっても、もう土地そのもので障害にぶつかって、なかなか勤労階層には自分の家などは及びぬ。やはりそういうことではいかぬと思うのです。やはり勤労者は、わずかながら貯蓄をして将来に自分の家をつくりたいと、そういう夢を生かしてやるためにはまず土地の問題から解決しなければ実現せぬ。わずかながら貯蓄ではもう土地代手が出ない、住宅なんか及びぬ、こういうことにならうと思っております。これはやはり十分検討を必要とする

重要な課題の一つであろうと思うのです。こういう点についてはお考えいかがですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 企画庁としても物価問題あるいは国土総合開発というようなことを考えてみますときに、土地問題というのは非常に重要な問題でございまして、物価の面にも影響いたしますし、あるいはたとえば新産業都市をつくるというようなときにも地価の暴騰というような問題、あるいは全体としての道路その他の計画というような問題についても地価の値上がりは影響してまいります。したがって土地問題については相当われわれとしても考慮をまいらなければならぬと思います。今回建設省におかれましてこの問題に対して一つの法律案を出して、そうして国会の御審議をお願いすることになっておりますが、さしあたり公共用地の収用に對する改革、それから同時に、それに対する税制の問題等を内容とした法案が提出されておるのでございまして、これはその面からまいりまして一歩前進してまいることだと思つております。ただ、そうした公共的な問題ばかりでなく、地価全体の問題としてやはり將來一般的に大きな問題でございまして、これを税制上の措置をするのかどうかということについてはいろいろ議論がございまして、十分検討した上で、今後ともこの問題については取り組んでまいらなければならぬ、こういうふうに考えております。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、臨時行政調査会の経済協力行政に関する改善案が各省庁それぞれに出されておるわけです。それに対して各省庁はこれに回答しておると思うのです。そこで、そのうち一つ、二つの問題についてこの際お伺いしておきたいと思うのですが、まずお伺いしたいのは、この経済協力行政に関する改善案の中で特に基本的な考え方を臨時行政調査会が提出しておるわけです。それに対する経済企画庁のお考えはどういうものであるのか、こういうことについてお伺いしたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 行政調査会の答申全部に對してでございますか。あるいは企画庁所管の部門に對する意見でございますか。

○伊藤道雄君 全般でなくして、すべての問題といたしまして……

○国務大臣(藤山愛一郎君) 企画庁に對して関係のございまして、行政調査会で答申してありますものは三つに分けて考えられると思つております。一は「経済協力行政に對して政府の最高段階における政策の審議・調整機能を強化するため」閣議の前段階で基本方針の審議や総合調整を行なう機関として経済協力関係閣僚審議を設置する。二は、現行の「対外経済協力審議会を改組して、民間学識経験者のみからなる経済協力に関する審議会とし、これを内閣府に付置する。この二つの点につきましては、企画庁としては異存のないという返事をいたしております。

第三点、「現行の外務省経済協力局に経済協力に關する基本的政策の企画立案、企画・実施両面にわたる総合調整、関係予算の調整等の」新たな任務を付与し、これを経済協力行政に關する事務段階における総合調整部局として整備する。こういうのが第三にございまして。

これに對しましては、経済協力は国の全体の経済力その他と見合つて的確な評価のもとに行なわれなければならない。したがって、そういうような諸要因を考慮してなされるべきであると考えらるれば、その企画、総合調整は現在も企画庁が担当しておるのである、現在のもま経済企画庁がそういう総合調整をやつていくのが適當だという回答をいたしておるのでございまして。

○伊藤道雄君 そこで特にお伺いしたいのは、いま御指摘のあつたように、臨時の経済協力行政に關する改善案の中で、先ほど言つた基本的な考え方、これ、まあ幾つかあるわけですが、その中で政策企画とかあるのは総合調整、機構の整備、こういうことについて臨時では外務省への新たな任務の付与、こういうことを勧告しておるわけですね。これに對して、臨時のこの意見に對して経済企画庁としてはどういふふうにお考えか、という

ことをお伺いしたわけですが、これはいま一部御指摘のあつたように、経済協力に關する基本政策については、企画立案とか総合調整、こういうのは経済政策に關する総合的な企画とか、調整官庁である経済企画庁が担当するのが適當である、そういう回答を出しておると思うのです。ところが、外務省に新たな任務の付与ということに對して、外務省は賛成しておるわけですね、臨時の意見に、で、経済企画庁としては、いまも御指摘のありましたように、いままでどおり経済企画庁に存置すべきだ、こういう態度を示しておるわけですね。そこでさらに問題を広げますと、たとえば「海外経済協力基金に對する自主性の付与」こういう臨時の改革意見に對しては経済企画庁としては、いま御指摘したと同じように、従来どおり経済企画庁とすべきである。したがって、臨時の改革意見に對しては反対、こういう回答をしておると思つて、ここで又お伺いしたいのは、この意見に對しては外務省は賛成、経済企画庁は反対、こういうことを要約いたしますと、これはいままたまた外務省と経済企画庁の場合だけを一つ、二つ取り出しただけです。臨時行政調査会の各省庁に對する勧告、膨大なものがあるわけですね。それを私一通り検討してみたいのですけれども、経済企画庁に關係の部分はいま私がお伺いしたような問題点があるわけですね。と同じようなことが各省庁にわたつて広く回答されておるわけですね。その回答の要旨は、結局主管事項が大きくなる、広がつていくことについてはみんな申し合わせたように賛成しておる。そして主管事項が削られる、いわゆる縮小される、そういう面については各省庁はみな反対しておるわけですね。この場合でも、いまお伺いした場合でも、外務省は賛成、経済企画庁は反対、こういうことは膨大なこの資料の中に随所に相当数多く見られる。このことを要約すると、各省庁はこの臨時行政調査会の行政改革の意見に對して大局的な立場に立たぬで、自分の所管の省庁だけを単位に考えて、国全体の政治ということをお考えないで、主管事項も拡大することにはみな賛

成、縮小は反対といわゆるなわ張り争ひをしておるのじゃないかという節が随所に相当数多く見られるわけですね。こういう状態ではいいのかわからない。間を持たざるを得ないわけですね。で、このままにしておくと、御承知のように、臨時行政調査会があれだけの国費を使って、しかも期限まで延長しておるわけですね。前の池田内閣でも現佐藤内閣も、臨時の意見は尊重すると総理自体がそれぞれ所信を明らかにしておる、こういう中で、さて現実の姿は各省庁はみななわ張り争ひで国全体の視野に立たぬから、主管事項が縮小されることにはみんな反対しておるわけですね。これで一体いいと思ひになりますか。経済企画庁長官としてはいかにやうにお考えになるのか、それはきかれて重大な問題だと思つておるのです。この問題を解決しなければ、なわ張り争ひをしておつたのでは、臨時行政調査会のせつかつたの答申も無視された形になつて、何ら行政の前進は見られないと思つておるのです。これはゆゆしい大きな問題であると思つておるのでお伺いしたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 臨時行政調査会が、民間の有力な方々を委員として数年にわたつて検討されました答申というものを對して、われわれは決して尊重するにやぶさかでないと思つて、現在の政府機構というものがこれで万全のものだとは私どもも思つておりません。したがって、そういう意味でとるべきものはとつていかなければならぬと思つております。ただ企画庁がいま申し上げましたような意見を出しましたのも、これは企画庁自身の性格の上からの問題でございまして、企画庁としては、私どもの考え方では、やはり各省庁間の総合調整ということが仕事の主体であつて、實際の業務行政をなるべく避けていきたいという考え方ではあります。したがって、各省が所管争ひをしてやむを得ず企画庁につけたというやうなものについては、必ずしもそれをいつまでも保持している必要はない、適當な所管庁ができれば、ただ総合調整の機能だけはこれは企画庁本来

の仕事でございまして、これを失ってしまったら企画庁自身の半分の存在理由がなくなる。と申しますのは、たとえば経済協力の問題にいたしましても、各省は各省でそれぞれの立場で御意見が出ることは当然でございまして、また、大蔵省はそれに対応して今日の日本経済の上からいってどの程度の金額あるいはどの程度の範囲あるいはどの程度の協力ができるかという立場に立ってものを考えるになるのもこれは当然でありまして、それぞれの責任者がそれぞれの考え方を持って行政を担当していかねばならぬ。しかし、それじゃそれが二つ対立したままで、どうしても動きがとれないというふうなときになってまいりました、初めて企画庁が調整機能を発揮するということに行政運営のうまみがあるのでありまして、たとえば外務省自身が調整機能を持つということ、外務省自身が一方は経済協力をやっておる、一つは外交という立場を持ってやっておられますから、どうしてもその立場の上に調整機能を持つということは私は非常にむずかしいところだと思ひます。国内の問題においても、各省がそれぞれ今日のような行政でございすれば、物価問題一つ取り扱ってみても、通産行政に関するものもあれば、あるいは農林行政に関するものも、それに伴って道路交通等の問題もある、それらの各省のそれぞれの立場の御意見を調節するということは、各省自身ではなかなか私はできないと思ひます。それをやるのがやっぱり経済企画庁でなければならぬ。ですから、そういう調整機能というものがある企画庁からはずしてしまふと企画庁の存在がなくなる、しかし、企画庁が何か各省のなわ張り争いの結果どこにつけておいても困るからといって、実施行政を企画庁にあまり持つてこれると困るのであって、そういうことでわれわれ決してなわ張りを広げて、実施行政をたくさん持つてくれば企画庁は人数が多くなるからよいという意図は考へておりません。したがって、そういう意味において、私は企画庁がこういう回答を行政にいたしたようなわけでございまして、しか

し、行政機構全般については十分な再検討をして、国民の税金を使うことですから、能率ある行政をやつていかなければなりませんし、企画調整の機能を企画庁が持つていたしましても、各省がそれぞれの行政のあり方を見て、企画調整が少しでもいいような行政分割の分野ができればなおけつこうなことでございまして、そういうふうな意味において、行政機構の全般の改革というものについては私も決してやぶさかではございません。

○伊藤道雄君 たいへんおじょうずな答弁をなさるので、うっかりしているとそのまま肯定したくなるわけですが、前の国会の場で、大臣の特に名前を申し上げませんが、大臣の方々のうちで、二の方は、確かになわ張り争いがある、実に遺憾だ、はっきり正直に申されておるわけですが、私がここで特別に伺ひたいのは、臨調の意見は、池田さんのときも佐藤さんのときもこれは尊重するということは明確にしておるわけですね。そういう臨調の答申の尊重という基本的な立場に立った場合、各省庁がいま大臣の答へになつたように企画調整をする、これは大事なことでそれを否定するものじゃありませんけれども、先ほども伺ひましたように、主管事項が拡大されることはみな賛成しておるんです。それで自分の機構が縮小されることは例外なしに反対しておる。私はこういう膨大な資料の中から拾つてみた、いまここに資料はございせんけれども、またきようは必要としないわけですが、その資料を総括して見ると、いま言ったようなことがこの膨大な数の中からいふと、いふ言つたようなことが構の縮小にもみえたと例外的に反対して、機構の拡大することには賛成間違ひなしです。そういう明確な事項が出ておる。そういうことで具体的にこの問題で伺ひていくと、ある大臣については確かになわ張り争いがある遺憾である、そういう面は確かにあるかと思ふんです。そこでお伺ひしておるわけです。やはりおのれの省だけを考へないで、国政全般を考へて、やはり譲るべきものは譲り、受けべきものは受けて、国政全般の立場から大所高所に立つていくのでなければ、せっかくの臨調の意見も実施されないのでないか。先ほど大臣の言われるように、各省庁みなそれぞれ考へがあるんだ、考へがなければ行政はできない、それはそのとおりです。しかしながら、臨調の意見を尊重するという内閣の方針を受けて立つた各省庁は、やはり積極的にそれに取り組んで、譲るべきものは譲り、受けべきものは受けると、そういう大所高所からの態度を明確にしていかなければ、行政改革などはなかなかできないではないか。そういうことを繰り返して繰り返して、行政改革は根本的なものができないので、そういう趣旨から臨時行政調査会はできたわけですが、今度こそということで、アメリカの例にならつて臨時行政調査会ができた。しかも相当の予算をかけて、しかもそれぞれの立場で実力のある方々を網羅して、しかも最初きめた日限を延長してまでも慎重に取り組んで臨調の答申がなされたわけだ。それが片っぱしから無視された形になつておるのはきわめて遺憾である。で、これはなんにも経済企画庁だけがそうだとおることを決して申し上げておるのではなくして、各省庁がみなそういう態度である現実の姿に対して遺憾であるということをおし上げておるので、したがって、繰り返して申し上げるように、やはりおのれの所属の省庁だけを考へないで、国政全般の視野から十分慎重に検討して、譲るべきものは譲る、たとえ機構が縮小されるものであつても譲るべきものは譲る、そういう基本的な態度が必要ではなからうか、この点について長官のお考へはいかがか、こういう意味でお伺ひしたわけだ。

省間の、いわゆるなわ張り争いということばで表現されるような形において既設の権能を維持していくという弊害は、これは私も率直に認めております。それから同時に、現状においてもそのなわ張りで各省がなかなか話し合ひがつかぬというふうな問題もございまして、いま伊藤委員のお話のような欠点があるということは、われわれは承知しております。それだけに、私は、今後行政配分をいたしまして、やはりなわ張り争いというものはなかなかやまない。それをやはり総合調整していくことは私は必要であつて、現在の企画庁そのままであるかどうかは知りませんが、日本の行政機構の中から総合調整の役所をなくしてしまうということは、私はこれは適當ではない。だがどんなに理想的な案をつくつてみても、総合調整というものは必要だと思ひます。したがって、企画庁としても、決して企画庁自身が大きな世帯になる、あるいは部局をたくさん持つというふうなことにいつてこたわつておられませんし、先ほど申し上げましたように、企画庁は総合調整をやる役所として、そして実際の行政実施は、なるべく、企画庁が小さくなつても引き受けたいほうで私は適當だ。たとえば、いろいろの問題が起きて、各省がどこを主管官庁にするかということをしめかねて、企画庁に一応置いとこうじゃないかという形で実務を持つてこられることは実は迷惑であつて、そういうものがふえることによつて、私は、企画庁が膨大になることを望んでおりません。で、企画庁としては、企画庁のプロパーである、どの時代でも総合調整というものは必要な機能でございまして、これは企画庁という名前前でなくともどこかにそういうものがなきゃならぬ。そうすると、その場合に、私もがむしろ望むことは、企画庁の、人が多い、部局が多いというよりは、少数で、部局は少なくても、むしろ権能、力がもう少し強いものであることが望ましいことである、それが総合調整をやります上においてのすべてである、部局の大を誇るよりも、企画庁の調整機能の権限の強化ということのほうがむ

べきものは譲り、受けべきものは受けて、国政全般の立場から大所高所に立つていくのでなければ、せっかくの臨調の意見も実施されないのでないか。先ほど大臣の言われるように、各省庁みなそれぞれ考へがあるんだ、考へがなければ行政はできない、それはそのとおりです。しかしながら、臨調の意見を尊重するという内閣の方針を受けて立つた各省庁は、やはり積極的にそれに取り組んで、譲るべきものは譲り、受けべきものは受けると、そういう大所高所からの態度を明確にしていかなければ、行政改革などはなかなかできないではないか。そういうことを繰り返して繰り返して、行政改革は根本的なものができないので、そういう趣旨から臨時行政調査会はできたわけですが、今度こそということで、アメリカの例にならつて臨時行政調査会ができた。しかも相当の予算をかけて、しかもそれぞれの立場で実力のある方々を網羅して、しかも最初きめた日限を延長してまでも慎重に取り組んで臨調の答申がなされたわけだ。それが片っぱしから無視された形になつておるのはきわめて遺憾である。で、これはなんにも経済企画庁だけがそうだとおることを決して申し上げておるのではなくして、各省庁がみなそういう態度である現実の姿に対して遺憾であるということをおし上げておるので、したがって、繰り返して申し上げるように、やはりおのれの所属の省庁だけを考へないで、国政全般の視野から十分慎重に検討して、譲るべきものは譲る、たとえ機構が縮小されるものであつても譲るべきものは譲る、そういう基本的な態度が必要ではなからうか、この点について長官のお考へはいかがか、こういう意味でお伺ひしたわけだ。

省間の、いわゆるなわ張り争いということばで表現されるような形において既設の権能を維持していくという弊害は、これは私も率直に認めております。それから同時に、現状においてもそのなわ張りで各省がなかなか話し合ひがつかぬというふうな問題もございまして、いま伊藤委員のお話のような欠点があるということは、われわれは承知しております。それだけに、私は、今後行政配分をいたしまして、やはりなわ張り争いというものはなかなかやまない。それをやはり総合調整していくことは私は必要であつて、現在の企画庁そのままであるかどうかは知りませんが、日本の行政機構の中から総合調整の役所をなくしてしまうということは、私はこれは適當ではない。だがどんなに理想的な案をつくつてみても、総合調整というものは必要だと思ひます。したがって、企画庁としても、決して企画庁自身が大きな世帯になる、あるいは部局をたくさん持つというふうなことにいつてこたわつておられませんし、先ほど申し上げましたように、企画庁は総合調整をやる役所として、そして実際の行政実施は、なるべく、企画庁が小さくなつても引き受けたいほうで私は適當だ。たとえば、いろいろの問題が起きて、各省がどこを主管官庁にするかということをしめかねて、企画庁に一応置いとこうじゃないかという形で実務を持つてこられることは実は迷惑であつて、そういうものがふえることによつて、私は、企画庁が膨大になることを望んでおりません。で、企画庁としては、企画庁のプロパーである、どの時代でも総合調整というものは必要な機能でございまして、これは企画庁という名前前でなくともどこかにそういうものがなきゃならぬ。そうすると、その場合に、私もがむしろ望むことは、企画庁の、人が多い、部局が多いというよりは、少数で、部局は少なくても、むしろ権能、力がもう少し強いものであることが望ましいことである、それが総合調整をやります上においてのすべてである、部局の大を誇るよりも、企画庁の調整機能の権限の強化ということのほうがむ

べきものは譲り、受けべきものは受けて、国政全般の立場から大所高所に立つていくのでなければ、せっかくの臨調の意見も実施されないのでないか。先ほど大臣の言われるように、各省庁みなそれぞれ考へがあるんだ、考へがなければ行政はできない、それはそのとおりです。しかしながら、臨調の意見を尊重するという内閣の方針を受けて立つた各省庁は、やはり積極的にそれに取り組んで、譲るべきものは譲り、受けべきものは受けると、そういう大所高所からの態度を明確にしていかなければ、行政改革などはなかなかできないではないか。そういうことを繰り返して繰り返して、行政改革は根本的なものができないので、そういう趣旨から臨時行政調査会はできたわけですが、今度こそということで、アメリカの例にならつて臨時行政調査会ができた。しかも相当の予算をかけて、しかもそれぞれの立場で実力のある方々を網羅して、しかも最初きめた日限を延長してまでも慎重に取り組んで臨調の答申がなされたわけだ。それが片っぱしから無視された形になつておるのはきわめて遺憾である。で、これはなんにも経済企画庁だけがそうだとおることを決して申し上げておるのではなくして、各省庁がみなそういう態度である現実の姿に対して遺憾であるということをおし上げておるので、したがって、繰り返して申し上げるように、やはりおのれの所属の省庁だけを考へないで、国政全般の視野から十分慎重に検討して、譲るべきものは譲る、たとえ機構が縮小されるものであつても譲るべきものは譲る、そういう基本的な態度が必要ではなからうか、この点について長官のお考へはいかがか、こういう意味でお伺ひしたわけだ。

しる私は望ましい。何でも企画庁が、部がふえ局がふえ、あるいは調整機能以外の実務の仕事、実地の行政を担任したいとは決して思っておりません。これは企画庁全職員の考え方でございます。

○委員長(熊谷太三郎君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をつけて。

○中沢伊登子君 きわめて基本的な問題ですけれども、今度、企画庁の中に山村振興課を置かれる、こういうことで人員の増加でございますが、農村の婦人たちが非常に生活が苦しくなっております。それで内職をしておられるわけですね。たとえて言いますならば、私は兵庫県のほうです。たまたま、兵庫県の農村の人たちは、釣具の、こんな針金みたいなものを巻きまして、それが一個八錢くらいですね、労賃が一日どれくらいでござるかというところ、三千個くらいでござる。そうすると二百四十円ですか、一日二百四十円くらい、内職を朝から夕方まで一生懸命やってそれくらいしかできない。今度農繁期になってたんぼを植えるようなときになってまいりますと、その仕事はほとんど来られるけれども、それどころじゃない。だけれども、これはアメリカに相当輸出をしておられるようにして、そういうところの調整ができていくの、非常に困るということ。それから、それくらいに労賃しかもらえないのに、やはり農村に電気洗たく機が入ってきたり、テレビが入ってきたりして、お金もないのに、隣近所にあると、子供の手前買つてやらないわけにはいかなないので、ずいぶん苦しい生活をしておられるわけです。今度そういうことを山村振興課で十分調査をして、ほんとうに農村の婦人たちがもう少し楽になるような、そういうことを考えていただきたい。

それから、きのうもだいたい私は質問のところでも申し上げたわけですが、乳牛は将来だんだんなくなるだろう。牛乳一合しぼって、いま原価が大抵、丹波、但馬とは少し違いますが、五円五十銭からあるいは六円、やと値上げをし

てもらつて七円くらい、一合しぼりまして。ところが、私たちいたく牛乳は二十三円から二十五円くらいかかる。何とかもう少し牛乳の値段を上げてもらわないと、とてもじゃないけれども乳牛を飼つて牛乳をしぼるわけにはいかないという話がある。ちょうど企画庁の中に今度山村振興課を置いてくださるのですから、そういうことを一度よくお調べいただいて、ほんとうに農村も山村も生活が立ていけるように、そういうことを十分考えていただきたい、こう考えます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 初めて山村振興法ができました。これから出発するわけでありまして、ちょうどかつての離島振興と同じように、離島にしても山村にしても非常に恵まれなところがある。離島振興は、幸いにして相当の年数をかけてまいりましたので、だいぶよくなつてまいりました。今度山村振興法ができましたので、経済企画庁に山村振興課を置きまして、これを極力推進していきなさい。ただ手始めでございまして、本年はまあ振興山村として七十町村くらいを指定していきなさいというところで、やはり山村振興は総合的に考えないといけませんので、むろんその経済、生産方面を盛んにしていくことが必要でございますが、同時に山村における住民の生活程度を上げていくと、環境をよくしていくというところを総合的に考えていかなければなりません。ただ、前提として一番やはり山村で問題になりますのは、道路交通だと思ひます。経済を發展させるにしても、あるいはたまたまお話のような環境をよくしていくために、あるいは乳をせっかくしぼつてそれを出していくにしても、輸送関係が十分円滑でないといけません。したがって、当面としては、やはり重点は道路計画に置かれると思ひます。しかし、道路をつくれれば山村振興が終つたというのではなくて、並行していまのような植林でございまして、牧野における牧草の栽培でございまして、あるいは山村における木材加工の仕事、工業をやっていくとか、山村で適当な仕事を道路等が整備されるに従つて興し

ていく、同時に、それに伴つて学校の問題とか、あるいは学校の配置の問題とか、あるいは無医村の解消とか、そういうような生活環境を改善していくというところに山村振興としては一体となつてまいりませんと、最終的に山村振興の結着がつかないことにならうと思ひます。われわれとして、いま御指摘のような問題については極力やつてまいりますけれども、ただ昨年法律が通つたばかりで、本年から出発するのでございますから、若干の時間をかけていただきたいと思ひます。

○中沢伊登子君 もう一つちょっと。

やはりきのうの質問の中でも申し上げたわけですが、農家を回つてみると、ほんとうに三反か五反か七反くらいしかつづいていない、いわゆる小さい百姓さん、そういう人たちが冬場は裏作をつくらんであけっぱなしにしてあるわけですね、たんぼを。私も食糧を輸入しながらいふんおかしな状態だなと思ひますけれども、やはりあの人たちにしてみたら、近くにゴルフ場ができたら、ゴルフ場のたま拾いに行くとか、いろいろそういう出かせぎに行くほうが収入になるわけですね。そうすると子供も何もみなはたらかされておられるわけですね。そういう実情も一度よくまた御調査いただきまして、もう少し農村が恵まれるように、少しいの山村振興課の働きとしてほんとうにいいものになつてほしいと、こういうふうに願つております。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 山村振興の基礎的な実情調査はやらなければなりません。企画庁としてそれを十分にやりました、それでひとつ進んでまいりたいと思つております。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二十五日本院先議として提出さ

れ、本委員会に付託されました。それでは、提案理由の説明を聴取いたします。安井総理府総務長官。

○国務大臣(安井謙吉君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年二月二日付をもって人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、先般の労働者災害補償保険法の改正と対応して、国家公務員災害補償法の一部を改正する必要がある旨の意見の申し出があったのであります。この申し出に基づき、国家公務員災害補償制度について、年金たる補償の範囲を拡大し、その他補償内容の改善を行なう等の必要があるものであります。これが、この法律案を提出する理由であります。

次に、その内容につきまして概略御説明申し上げます。

第一に、障害補償の年金の範囲を拡大することといたしました。すなわち、従来は障害等級第一級から第三級までの重度障害者にのみ年金を支給し、その他の第四級から第十四級までの者については一時金を支給してしたのであります。年金支給の範囲を拡大して第四級から第七級までの中度障害者についても年金を支給することとし、公務員によって身体障害を生じた者に対する補償を厚くすることとしたのであります。

第二、従来一時金でありました遺族補償について、現行法に定める遺族のうち、職員との親族関係の深い一定の要件に該当する遺族にかかわるものにつきましては、年金とすることとし、年金の支給を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族の合計数に及び、当該年金を受けることができる遺族の数が一人の場合には平均給与額の年額の三〇%、遺族一人がふえるごとに五%を増して最高五〇%までの年金を支給することといたしました。遺族の保護の徹底をはかったのであります。なお、年金を受けることができ

る遺族がない場合には、遺族補償年金を受けることができない遺族以外の遺族に対し、一時金を支給するものとし、その額は、業務上の死亡にかかわる他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定めるのでありますが、当分の間は、従前の額の範囲内において人事院規則で定めることといたしております。

第三に、年金たる補償につきましては、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の規定を設けることといたしております。

第四に、公務上の災害を受けた職員の福祉に関する施設として、リハビリテーションに関する施設及びその他必要と認める施設を追加することといたしております。

第五に、従来、国家公務員災害補償法の適用外とされておりました船員である職員につきましても、同法を適用することとし、当該船員である職員にかかる補償につきましては、人事院規則で特例を設けることができることといたしております。

なお、この改正案は、昭和四十一年七月一日から施行を予定しております。

以上のほか、この改正案におきましては、休業補償等の支給制限、年金の支給停止、年金たる補償の支給期間等につき規定いたしますとともに、その附則において、以上の改正に伴う経過措置、補償年金と国家公務員共済組合法、恩給法等の規定による給付との調整、関係諸法律の条文の整備等につき所要の規定を設けているのであります。

以上簡単であります。この法律案の提案の理由及びその概要につき御説明申し上げた次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(熊谷三郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷三郎君) 次に、総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二十二日、衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。なお、本案の提案理由の説明は、去る二十二日に聴取いたしました。それでは、これより本案の質疑に入ります。

○山本茂一郎君 総理府設置法の改正案の中の恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。

○山本茂一郎君 総理府設置法の改正案の中の恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。

○山本茂一郎君 総理府設置法の改正案の中の恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。

○山本茂一郎君 総理府設置法の改正案の中の恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。

○山本茂一郎君 総理府設置法の改正案の中の恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。

○山本茂一郎君 総理府設置法の改正案の中の恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。この恩給審議会について御質問申し上げます。

○山本茂一郎君 それでは私の質問はあとにさせていただきます。

○伊藤道雄君 私は、この法案に関連をして、二、三のことについてお伺いしたいと思います。

○伊藤道雄君 私は、この法案に関連をして、二、三のことについてお伺いしたいと思います。

○伊藤道雄君 私は、この法案に関連をして、二、三のことについてお伺いしたいと思います。

○伊藤道雄君 私は、この法案に関連をして、二、三のことについてお伺いしたいと思います。

○伊藤道雄君 私は、この法案に関連をして、二、三のことについてお伺いしたいと思います。

○伊藤道雄君 私は、この法案に関連をして、二、三のことについてお伺いしたいと思います。

○伊藤道雄君 臨時行政調査会の答申の中でもこのように縦割り行政の矛盾について指摘したわけですから、そこで、臨調としては、総務庁に調整官を置いて行政を総合的に行なうべきである、こういう趣旨を強調しておるわけですね。ただ、ここで総務庁という文字が出てまいりましたので、その点についてまず一点だけ伺っておきますが、臨調としては、総理府本府と行管を統合して総務庁を新設すると、こういう趣旨の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。

○伊藤道雄君 臨時行政調査会の答申の中でもこのように縦割り行政の矛盾について指摘したわけですから、そこで、臨調としては、総務庁に調整官を置いて行政を総合的に行なうべきである、こういう趣旨を強調しておるわけですね。ただ、ここで総務庁という文字が出てまいりましたので、その点についてまず一点だけ伺っておきますが、臨調としては、総理府本府と行管を統合して総務庁を新設すると、こういう趣旨の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。

○伊藤道雄君 臨時行政調査会の答申の中でもこのように縦割り行政の矛盾について指摘したわけですから、そこで、臨調としては、総務庁に調整官を置いて行政を総合的に行なうべきである、こういう趣旨を強調しておるわけですね。ただ、ここで総務庁という文字が出てまいりましたので、その点についてまず一点だけ伺っておきますが、臨調としては、総理府本府と行管を統合して総務庁を新設すると、こういう趣旨の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。

○伊藤道雄君 臨時行政調査会の答申の中でもこのように縦割り行政の矛盾について指摘したわけですから、そこで、臨調としては、総務庁に調整官を置いて行政を総合的に行なうべきである、こういう趣旨を強調しておるわけですね。ただ、ここで総務庁という文字が出てまいりましたので、その点についてまず一点だけ伺っておきますが、臨調としては、総理府本府と行管を統合して総務庁を新設すると、こういう趣旨の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。

○伊藤道雄君 臨時行政調査会の答申の中でもこのように縦割り行政の矛盾について指摘したわけですから、そこで、臨調としては、総務庁に調整官を置いて行政を総合的に行なうべきである、こういう趣旨を強調しておるわけですね。ただ、ここで総務庁という文字が出てまいりましたので、その点についてまず一点だけ伺っておきますが、臨調としては、総理府本府と行管を統合して総務庁を新設すると、こういう趣旨の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。

○伊藤道雄君 臨時行政調査会の答申の中でもこのように縦割り行政の矛盾について指摘したわけですから、そこで、臨調としては、総務庁に調整官を置いて行政を総合的に行なうべきである、こういう趣旨を強調しておるわけですね。ただ、ここで総務庁という文字が出てまいりましたので、その点についてまず一点だけ伺っておきますが、臨調としては、総理府本府と行管を統合して総務庁を新設すると、こういう趣旨の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。

○伊藤道雄君 臨時行政調査会の答申の中でもこのように縦割り行政の矛盾について指摘したわけですから、そこで、臨調としては、総務庁に調整官を置いて行政を総合的に行なうべきである、こういう趣旨を強調しておるわけですね。ただ、ここで総務庁という文字が出てまいりましたので、その点についてまず一点だけ伺っておきますが、臨調としては、総理府本府と行管を統合して総務庁を新設すると、こういう趣旨の答申をしておるわけですね。そこで、今回の法案は、総務庁ではなくして、現総理府に青少年局を設置するということで、この趣旨は、総務庁の答申をしておるわけですね。

へ移せと、こういう非常な内閣官制といいますが、政府の行政機構の根本的な大改正の御意見でございませう。しかし、これはなかなか、いまいすぐというわけにはまいりません。したがって、直接できるものから手をつけていきたいというように、その御趣旨の一環でありました青少年問題の調整というものは、これは当然、いまの総理府というもので行なうことにより便利に機構を考へ出したわけですね。

○伊藤道雄君 この総務庁の構想については、非常に広範であつて、いま直ちにできないから、できるところから、すなわち青少年局ならいいますぐできるからと、そういうお考えのようですが、それでは、いまいすぐできないということについてはわかりませんが、将来の展望はどうなんですか、いづれは実現させようとしておられるのか、このようなことはなかなか至難で、なかなか取り組みにくい、そしてそのままになっておられるのか、そういうことについて、将来の展望に立つてのお考えはどのようなか。

○国務大臣(安井謙吉) これはそれぞれの各省庁の問題にもなりますし、また、内閣全体の大きな問題でもございしますので、私だけが責任を持ってお答えするのはいかがかと思いますが、いま私どもは総合調整機能を発揮することが好ましいのであり、まずこれを文字どおり、そういう形で併合するといいますが、一緒にするについては、まだ技術的に相当検討を要する面も、中には具体的にはあるかと思ふようなことがございします。そのうちでも、少しでもできるものを前進的に考へていきたいというふうに考へております。

○伊藤道雄君 この青少年局を設置することによって、縦割りの行政のいわゆる矛盾をどの程度解決し得ると、総理府としてはお考えなのか、こういう点お伺いしたい。

○国務大臣(安井謙吉) 青少年局を置きますにつきて、二つの考え方があろうかと思ふのであります。というのは、各省で持つております青少年

局を扱う部局を全部一カ所へ集めて、強力な局なり、庁なり、外局なりにする、理想的にいえば省というふうなこともありますが、これも一つの考え方だと思ひますが、実際問題といたしますと、たとえば文部省にある青少年関係と申しますも、やはりそれが文部省の中の各局にわたつておられますし、一つの課だけ、あるいは一つの局だけでは片付かないという問題がたぶんございします。各省ともそういう傾向があるもので、やはり各局はもとより、それぞれ部署において、各省が十分な能力をできるだけ發揮してもらひ、しかし、同時に、全体を並べまして、非常にひずみができておる、ちぐはぐになっておるというものは、十分調整をしながらやっていくという役割を、この青少年局は役割の一つとして果たしていかなければならぬまい、そういう意味での総合調整をはかつていく、こういうつもりであります。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいのは、行管が今年度の基本方針として、四十一年度においては部局の新設は一切認めない、こういう基本方針を打ち出しておられるのです。そこで、総理府としても、ここに青少年局を新設するわけですから、この基本方針に照らして、こういう基本方針に照らして、最初の段階では、統計局を附属機関として、かわりに青少年局を設置したいというふうに考へたように伺つておられます。ところが、現実には、今回の改正案では、統計局はそのままになっておられるようですが、これは一体どうしたことなのか、その経緯について御説明いただきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 行管の事務当局の考え方といひましては、御説明のとおり、局の新設といふものはこの際やらないという政府全体のたてまをとおつたわけでございます。したがって、青少年局は、実は前年度からの懸案事項になつておりました、普通に、本年度新しく局を新設するという性格のものではないのでござい

するが、もし総理府の中でより前向きに合理化できるといふことがあるならば、それはいたしたほうがよろしいのじゃないか、統計局を何か形だけ格下げをするから青少年局を認めるといふ単なる形式論じやなくて、青少年局ができるについては、何か前向きに統計局の業務についても検討をしようか、こういうことについての御意見などがあったことは事実でございます。私も、統計業務というのは非常に大事な仕事であると思つておられますので、これを前向きに、より早く、より早く、より正確な統計の取集業務というものが、機構を改めることによって可能な問題があれば、これはぜひひとつ考へたいということであり、まゝ行管ともども検討しておるわけであり、また、まゝ一例をあげますと、各省にも、いま統計の集計事務を扱つておる機関がございします。そういう単なる集計事務の機関ならば、これはいま統計局が持つておる膨大な機械、電子計算機等も持つておられますので、そういうところへ集約することによって、内容を前向きにすることによって、統計局のあるべき官制上の機構を改めるということ、内容は、内容ともどもやるのならば、へんげつこうだと思つて、いま相談をしておるわけであり、各省から持つてくるというわけでも、中には行政事務に属する部分、統計の中にございします。それを分離するに、どうすればいいか、いろいろ技術的に非常に困難な問題があり、その問題は、その問題として、ひとつ前向きで今後、一語に検討して、できるだけ結論が早く出次第、これが成案を得れば、これも法律改正をいたそう、こういうことで、少年局は、従来のいきさつもありまして、また、中央青少年問題協議会における事務局という存在も、局長というものがあつたのですから、このほうは解消したというふうないきさつもありまして、まあ青少年局は、とにかくいまの段階ではどうしても必要だから、ひとつやつていただきたい、こういうことになつております。

○伊藤道雄君 なお、このことについてお伺ひたいしますが、いま長官からも、行管の新年度の基本方針として、部局の新設は一切認めない、これは行管の基本方針であるわけですが、それと同時に、衆参の内閣委員会では、御承知のように、国の行政組織を担当しておられるわけですから、その中で、従来からこの行政組織についての議論の中で、部局の新設は原則として認めない、そういう基本方針を長い間堅持してきたわけですね。これも御存じだと思ひます。こういう基本方針に沿つて総理府としてもお考えになったのかどうか、この点についても御説明いただきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 政府というのは、国民の皆さまの税金でやつておる仕事でございますから、できるだけこれは安くあがるようにして、機構もなるべくならふやさないで簡素化をしていくという内閣委員会等におきましての御議論、御意見というものは、私も十分拝聴いたして、できるだけその線に沿つてやりたいと思つております。ただ青少年局は、いま申しましたように、これは今日の時代の特殊な要求にも沿う特殊なものでございします。また、前年度の予算におきまして、もうすでに設置がある程度認められておつたというふうないきさつもございします。それから一方では、中官協の事務局というものを今日廃止をいたしまして、そのほうはなくしたわけでございます。そういうようなことによつて合理化をやり、また、人員等につきましても、これは不十分じゃないかというおしかりをまだいまでも方々から受けておりますが、われわれ少数精鋭という意味で、総理府の内部の人のやりくりによつて人員も補充する、そういうようなことで新しい青少年局は充足させたいと思つてゐる次第であります。

○伊藤道雄君 安井長官は、この青少年局の新設の方針がきまつた際に、青少年に希望と自信を持たせる必要がある、このためには長期の総合的ないわゆる青少年対策を打ち立てなければならぬ、そのためには関係各省庁との間に磨擦を起こ

さないように、こういう点を配慮しながら積極的に連絡を強化していきたい、そうして、青少年行政に対する調整をとって、あくまでも一貫性をもっていきたい、こういう意味の抱負を語られておられると思います。そこで、このことについて具体的に御説明いただきたいと思うのですが、特に関係各省庁との間に摩擦を起こさぬよう配慮しながら積極的に連絡を強化、調整していきたいということがあるわけですが、この点についてさらに具体的に御説明いただきたいということ、そういう確信がおりななかどうか。これはなかなかむずかしい、口に言うべくしてなかなかむずかしい問題だと思ふのですが、そういう確信の上に立っての御意向であるかどうか、こういう点についても触れて御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 御指摘のように、青少年問題というのは非常にたいへんな仕事でございます。さて、かつ、社会的に各方面にわたっておりますし、年齢的にも十四、五歳から二十五、六歳というような開きがございまして、それから職業の種類といったようなものにつきましても、非常に格差がございまして、こういう手を一本打てば全部解決するといったような思い切った手はなかなかない。そこで、いまお話しありましたように、全体としてひとつ青少年に希望と自覚と責任を持つてもらうような環境づくりを政府は総あげてやりたい、こういう希望で、その全体の連絡調整をひとつ青少年局で当たらして、もう、こういうことでございまして、各省との連絡調整につきましては、私も関係のある各省の事務次官をもつて構成した対策協議会というものをもちまして、これによって各省の連絡調整をはかりながら、それから長期的な視野に立つ調査あるいは施策、立案というようなものにつきましては、中長期を今年改組いたしました、青少年問題に関する純粹の審議機関に直していただきまして、その点はそこを中心に検討を願う。さらにその必要な補助機関として各省の局長を中心とした幹部会というものををつくらせて、そういう長期計画の樹立

につきましても各省をそのないようひとつ努力をしていきたいと思つております。

○伊藤道雄 これは三月二十四日の新聞であつたと思ひますが、安井長官は、四十一年度総理府に青少年局ができるので、それに対する人選を進めておつたようですが、もちろん内々に人選を進めておつたことは、法が成立した場合には青少年局が現実にできるわけですから、それはけっこうなんです。ただ、国会の場でこの法案が成立して法律になるかどうかまだ未知数なわけですね。そういう段階で、しかも、まだ三月二十四日から、当参議院では審議もしていない、きょうが初めてですからね。ですから、これが成立するかどうかというところは未知数と見なければならぬわけですね、おそろく成立するであろうと長官はお考えになったかもしれませんけれども。

そこで、お伺いしたいのは、国会の場でまだそういう法が制定しないのに、先走つてこれを発表して、もうこれはいささかまずいのではないかと、極端な場合は、法がこのまま成立しない場合には、発表された人事はまことにさうかつくない姿になつてしまふと思ふのです。しかし、法が制定するであろうという前提に立つてひそかに人選を進める、これは当然必要かと思ふのです。この点はどうかですか。やはりいままで他にそういう例があつたと思ひます。初めてのことに、やらないんです。それは私も了解しておるわけですね、いまでも、いままでそういうことがあつたからといって、やはり国会の場でまづらないうちにそれを発表してしまふということ、今後避けたほうがいいんじゃないか。内々にどんどん進めることはたいへんけっこうだと思ひますが、そういうことについて、別に悪意もなく、他意もなく発表したということであらうと思ふのです。したがつて、このことについて何も深追する意図はありませぬけれども、やはりものごとにははじめをつけて、法制の上で発表をしてもおそろくはなからうと思ふのです。その点はいかがですか。

○国務大臣(安井謙吉) これはもう仰せのとおり、まことにござつともなお話でございまして、私も意図しておりますのは、四月一日から実施にかかると、そうなるならば、四月一日に同時に人事の発表もいたしたいという気持ちで事実持っております。そうして、ごく内々で、そういう人選を頭に描いて若干の折衝も、その場合にはどうなるかという意味のものをやっておつたことは事実でございまして。しかし、これがどういう間違いでございまして、一つの新聞に、あたかも既定事実のごとき形で一紙だけに出たわけでありまして、これはもう全く私どもの本意でないし、また、私どものほうから漏れたことは絶対にないのだから、一紙だけ漏れました。漏れますと、今度はほかの新聞社が、ここに出ておるが、一体これはうそかほんとうか、こういう詰り方を、正直な話、してこられます。そこで、私は、いまでもございまして、一切そういうものに対する正式発表等はいたしておりません。これはまだ折衝で考慮中である、こう申しておりますが、いって、出ております事実を頭から全部打ち消すことも、それはうそになるものですから、そこはあなた方がかつて判断されるのは自由だ、われわれは一向きめておらぬという態度をとっておるわけでございます。実は一つだけ出ましたために、ほかの新聞社もそれそれ何ですか、見当をつけてお出しになられたかというふうなことで、私、こういうふうなことはちよつと弁解の余地がない。はなはだ、うちのほうから発表したわけでもなければ、漏らしたわけでもございせんが、そういうことが国会で正式にきまる前に取りざたされたり、あるいはいかにも先走つて話をしたような印象を受けることはまことに遺憾だと思ひます。今後、十二分にこの点は気をつけたいと思つております。

○伊藤道雄 なる、お伺いいたしますが、昨年十一月閣議で制定されたと思ひますが、青年憲章というのがございまして、その後どのようになつておられるのか。その概要についてお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(安井謙吉) 青年憲章の問題につきましては、まあ閣議できまつたと言つても正確なまり方じゃないかもしれませんが、将来、そういうようなものも要るんじゃないか、ついでにはひとつ青少年問題の経合調整をいまでも担当しておる総理府で、今後、そういう問題について検討するようになつていこうという意向はございました。

そこで、私も、これについては、今後どうあるべきかは検討はいたしておりますが、何ぶん青年憲章と言ひましても、非常に問題はむずかしいと思ひます。これは天下りのものであつてもいいかぬし、おとなの頭でつち上げたものを押しつけてもいけません、内容も非常にむずかしい。また、どういう方法でこれをつくるか、どういう人にお願ひしてその構想を練るかという点につきましても、なかなかむずかしい問題があらはれます。私も、これはいづれ早晩必要だと思つておりますもの、拙速で、何か早くつち上げて発表しようというふうなものはございせんので、いま、方法、やり方、時期等についても慎重に検討中でございます。

○伊藤道雄 私の調べによりますと、昭和三十九年じゅうに警察に補導されたいわゆる刑法犯少年の数が二十三万八千三百三十人、これは人口千人当たりにはいたしますと、犯罪者率は一一・九と、戦前戦後の最高となるわけですね。で、これは三十九年じゅうの数字ですから、一そう新しい数字があつたら、ひとつお示しいただきたいということ、あわせてお伺ひするわけですが、なお、この虞犯不良行為の少年数は百三十二万三千九百八十一人という、いづれも戦前戦後を通じて最高であらうかと思ひます。これは、まあこの数字が正しいとすると、これは容易ならぬ問題であらうかと思ひます。この現実に対して、長官としては、どのようにお考えになつておられるか。その正しい数字、新しい数字があつたら、その数字をお示しいただくこと、この現実に対する長官のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(安井謙吉) 青少年の犯罪の絶対数と

いうやつはかなりふえておりますが、その内容を分析しますと、比較的、交通事犯であるとか、そういった特殊な犯罪の件数も入るとかかなりのふえ方である。それからそれを抜いて考えますと、まあ大体横ばい。全体の比率から申すと、横ばいといったようなことになっておりますが、これは凶悪犯というようなもの、殺人、暴行といったようなものは比較的数としては減って、窃盗であるとか、あるいは詐欺、脅迫、脅迫未遂、そういったものが筋としてはどちらかというとふえる傾向にございまして、いま御指摘の数字につきましては、中青協の事務局長のほうから御答弁させたいと思っておりますが、まあ大体そういうような方向でございします。

○政府委員(赤石清悦君) 主要刑事犯だけについて申し上げます。三十九年は、御指摘のように、二十三万八千三百三十人でございしますが、昨年度、つまり四十年の一番新しい数字によりますと、若干減りまして、二十三万四千九百五十九人でございします。主要犯罪でございします。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、少年補導センターというのが全国で百七十一カ所しかあると思ひますが、その補導センターは具体的に一体どういうことをしておるのか、その現状についてもあわせて御説明いただきたい。

○国務大臣(安井謙吉君) これは、それぞれの地域でそういう総合的な青少年の犯罪防止あるいは純化ということをやるために置いてある機関でございしますが、これにつきまして、具体的内容は局長から説明をいたささせていただきます。

○政府委員(赤石清悦君) 少年補導センターは御承知のように、非行防止のために、人口十万人以上の都市のうち青少年の非行が非常に発生する地域におきまして設けられました非行予防をするための指導活動の拠点、こういうふうな私ども理解いたしております。

国が取り上げましたのは、昭和三十九年から補助金五十万円ずつ補助いたしておるのでございしますが、実を申せば、このセンターは三十九年以前

からやむにやまれず心ある都市の人々によつて、各地に少しずつ行なわれてきたものでございします。それが非常に効果がある、この際全国的に広めてはどうであらうか、こういうふうなことでございまして、政府といたしまして、三十九年から取り上げたわけでございします。

それで、補助金の対象になっておりますのは、三十九年に九十四カ所、四十年に三十三カ所、四十一年度に九十七カ所でございます。それで昭和四十一年度の予算——御審議いただいております予算によりますれば、十カ所ふやしていただまして、百七カ所を予定いたしております。なお、補助金によらずして、いろいろ各地でふやしたしましてやっております補導センターの数は二百六十ございします。しかし、この数字は非常に多うございしますが、やはり、政府の補助をするかしないかによりまして、その活動のしぶりがかなり違つております。一応、形としてある数を申せば、二百六十、こういう報告をいたしております。

やっております効果につきましては、いろいろと御議論があらうと思ひますが、私どもといたしましては、これは警察、学校、児童相談所職員、福祉事務所の職員、また、公務員等々、あるいはまた、民間の指導者、これらの方々が何と申しましか、なわ張り申しますか、縦割り行政のそういうものを取り払ひまして、一緒になつて何とかして非行防止に立ち上がらう、こういう気持ちでやっておりますので、相当効果をあげつつあるのではなからうか、こう考えております。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、少年補導員には警察職員とか教育職員、保護司、こういうような方が多くなつてゐると思うのですが、その少年を補導するにあつて、どのような資格が与えられておるのか、こういう点についてひとつお伺いしたい。

○政府委員(赤石清悦君) これは御承知のように、特別、法律の根拠を持って設けられたものでございまして、ただいま申し上げましたように、当初は自発的にできたものでございまして、

途中から政府が補助金の対象にした、こういう関係になっております。したがつて、補助金の対象にしておる、私どもの指導している立場を基礎にして御説明申し上げますと、これは特に法律的に確にそういう資格はこれこれである、こういうふうなきめにくい事情もございしますし、要は、補導に非常に効果をあげられるような人々がお互いに相集まつてやろうじゃないか、そういうところから発生してまいつておりますので、現職の公務員もございします。警察官、学校の教員、児童相談所の職員あるいはまた、社会教育主事、こういった現職の公務員が自己の本来の職務の延長としてこれをやる、そういう関係の方もいらつしやいます。それからまた、青年指導者あるいはまた、婦人会あるいはPTAの幹部、こういった民間の指導者もいらつしやいます。これらについてお互に話し合ひでこういう方になつていただこうじゃないか、そういうことはあり得ると思ひますけれども、特にむづかしいこの資格などというところはきめておりません。もつぱら実効があがるようにこの運営委員会というものをそれぞれ設けることになつておりますので、運営委員会あたりで話し合ひできたい、大体一カ所につきまして百名内外の補導員を置いていただきたい、こういうふうな指導しております。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、現在テレビについて見ますと、全国世帯数の八割以上に普及してゐる。これを国際的に見てもアメリカに次いで世界第二位にあるというふうに聞いておるわけですが、それだけに、そのように普及しておる、事はどさうに普及しておるので、その青少年に与える影響も非常に大きいものがあるのではなからうかと考えられるわけですが、現に番組の中などに對していわゆる低俗物が相当あるというふうな批判が日ごろ絶えないわけですね。これも青少年保護育成上にとつては是のがしつてならぬ一つの大事な点だと思つては、そういう意味合いかから、ひとつこの事実に対してこの際長官のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉君) お話のとおり、テレビの青少年に与える影響というものは非常に大きいと思ひます。そこで私どももこれは非常に重視しております。テレビだけでなく、テレビ、ラジオという放送類、それから映画、それから書籍、雑誌の出版、それから映画館等のその他の俗悪な広告、この四部門に分けて、実は昨年九月以来この中青協の委員方を中心になつて、学識経験者、さらに業界の責任者、それぞれの業界四部門の責任者をそれぞれ別個に四つに分けておいてをいたして検討をいたし、で得る限り自主的に規制をしていただく、また、不良なものについてはなくしていただくという話し合ひを強力に進めておりました。映倫等におきましては、今度映画のポスター等についても全面的にこれを検閲するということまで今日進んできております。ただ、法律なり条例というふうなものではこれを縛るということになりますと、なかなか基準がむづかしい。やはりこれは社会的な良識でもってこれからは正をしていく施策を強力に進めていかねばならぬと思つております。

○伊藤道雄君 総理大臣の諮問機関として民間有識者からなる社会開発懇談会、こういうものがあるようですが、これは設置されてからどういう……、まずお伺いしたいのは、どのような人で構成されておるかということ、どのような問題にいままで取り組んでこられたのか、そうしてどのような答申をなさつておるのか、こういう点についてお聞かせいただきたい。

○国務大臣(安井謙吉君) これは実は総理府の担当というふうなまじりません内閣全体のものとございしますが、これは趣旨としましては、社会開発、人間尊重、こういうテーマのもとに社会各般の改造計画、そのビジョンというものを打ち出したいというところであの審議会できたわけでありまして、その内容につきましては事務当局から説明させていただきます。

○説明員(福田勉君) ちょっと御説明いたします。

まず、社会開発懇談会の委員でございますが、総員六十二名でもって構成されております。これはすべて民間の有識者でございます。たとえば倉敷レイヨンの大原総一郎委員あるいは大来佐武郎委員、丹下健三委員、そういうような民間有識者でもって構成されております。

それから社会開発懇談会そのものの報告でございますが、いままで二度ございまして、まず第一回は、社会開発に関する中間報告というものをしております。これにおきましては社会開発そのものの目標、意味するところあるいはその範囲と内容、推進の方法、総論といったしましては、各論におきまして社会開発の問題といたしまして大きく健康増進に関する方策、それから教育の振興と能力発揮に関する方策、それから生活の場の改善に関する方策、それから生産の場の改善に関する方策、社会保障及び福祉対策、消費者の保護、支援に関する方策の六部門に分けてそれぞれ具体的な提案を行なっております。

さらに引き続きまして昨年の十二月に社会開発懇談会報告書というものを提出しておりますが、これはただいま御説明いたしました中間報告を受けまして、さらに新しく社会開発として施策上着手すべきことを中心にいたしまして重点的な報告をいたしております。その内容といたしましては、主として当面の重点といたしまして住宅を中心とする生活環境の整備の問題を取り上げております。そういう生活環境が家庭生活に及ぼす影響を配慮いたしまして、その面における施策、特に住宅生活環境施策、教育、社会教育、社会福祉、消費者の保護等の施策を重点的にやる。

以上でございます。

○伊藤道雄 次に、恩給審議会について伺いたしますが、この恩給審議会の委員については十名程度のものでありますけれども、どのような人を予定されておられるのか、まずそのことから伺います。

○国務大臣(安井謙吉) 先ほど山本委員にも

ちょっと申し上げましたように、従来いろいろその場その場で直してきております恩給制度全体を少し前向きに体系づけた、こういう気持ちで今度審議会の設置を政府としては予定して御審議願っております。その委員には学識経験者、専門でそういった適任の方をお選びするつもりでおります。

○伊藤道雄 恩給審議会は恩給に関する重要事項を調査審議することとありますけれども、ここでいう重要事項とはたとえばどのようなことをさしておられるのか、この際承っておきたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎) 恩給問題に対する重要事項は各種ございまして、いまわれわれの考えておりますのは、関係団体から非常に切実な要望として出されておる項目がございまして、これらの問題の審議及び恩給に対する基本的な問題というもののについても検討を要する課題がございまして、さような点についての審議をお願いしたいと考えております。

○伊藤道雄 次に、同和問題で若干伺ひしておきたいと思ひますが、同和問題については三十五年の八月に同和対策審議会が設置されておるわけですが、そうして二回にわたって存続期間を延長しておるという事実があるわけですが、そのことからしてもその問題解決がきわめて重要なものであるということがうかがえるわけですが、そこでこの際伺ひしておきたいと思ひますが、同和の発生の原因とか内容についてもこの際認識を高めておく必要があるかと思ひますので、この際伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 同和問題の根源につきましては、御承知のとおり、明治以来、そういうふうな一つの人間のべっ見、差別を廃止するようという法律が出ておりましたが、これが、残念ながら必ずしも期待されたおりになっていない。まあ、最近では、非常にそういう傾向が減っておりますが、地方的に見ますと、関西から九州にかけては、やはり依然としてそういう痕跡が、今

日でも社会的に残っている。これは私も、特に新しい憲法下において、そういうことがあつてはまことにいかぬということで、早く直したいという気持ちでありますが、何ぶん長い間の慣習もございまして、思うようにいってない部分もございまして、したがって、先般開かれた同和問題審議会におかれましては、非常に慎重かつ適切な答申をいただきましたので、その線に沿つて、今後、政府も鋭意ひとつ改善努力したい。さしたるしましては、あの答申にございするいろいろな諸施策——環境の浄化、就職の平等、あるいは教育、文化の平等、また、学問の自由、そういうもの、人種的偏見の抹消というものを目標にしてやるわけでございますが、とりあえず同和問題に対する協議会をまずつくつて、そういう具体的方向を立てていけという答申がございまして、その御趣旨に沿ひまして、同和問題協議会を今回設置するようにいたしたいと思つておるわけでありまして、なお、その答申にも、同和問題の基本法

あるいは特別法のようなものを考えるべきであるという御答申もございまして、私も、これも、あわせて考えようと思つております。ただ、この問題は、一党一派の主義主張の問題ではなくて、日本人であれば、全部が同じような歩調で考えるべき性質のものだと思ひまして、この法律案の作成については、ひとつ超党派で御相談の上、発足させたい、こういうふうに考えております。

○伊藤道雄 いまちょっと御指摘もございしたけれども、同和対策に関する基本法ですね、いま長官の御指摘のあったその問題は、現状は一体どうなつておられるのか、目下検討中というのでありますけれども、これはただ単に検討中ということではなく、具体性を持って実現の見通しがどの辺に置かれておられるのか、そういうことについて。

○国務大臣(安井謙吉) これは私どもの希望といひまして、また、国会等における議員の皆さま方の御意見等をいろいろ徴しておりますので、で早急につくるべきものであらうということ、で

き得べくんば今国会に間に合うように、ひとつ成案を得たいという目途でやっております。しかし、いま申し上げましたように、私も政府がかつてに案をつくる、あるいは、自民党一党だけがかつてにつくるということではなく、できれば各党派、皆さんの御協力によつて、できるだけいいものをつくりたい、そういうことでいま各党派の方々にもお願いをして、作業を進めておる最中でありまして。

○伊藤道雄 昨年の八月十一日に、同和対策審議会が総理に対して答申を行なつておるわけですが、これはもとより総理に対してでありますけれども、やはり総理府がこれを受けて、いろいろ取り組んでおると思うんですが、そこで長官にお伺ひしたいのは、長官はこの答申をどのように受けとめられて、現在、どういふふうなその実現のために努力なさつておられるのか、こういうことについてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 概括的に申しますと、そういう人種的な差別のない世の中にしたい、したがひまして、現在、答申でも指摘しておりますように、少数のグループがまだあちらこちらにグループとして散在しておる、そのまわりの環境衛生あるいは就職の状況、また、社会福祉の普及といったようなものについても、かなり不十分な点があるもので、こういう点をなるべく早く除去していく、一番大事なことは環境を浄化していくといひます。よくよくしていくことが一番大事なことかと思つております。そういうことをやりますために、それぞれ関係各省でも相当、予算額を四十一年度は計上もいたしてあります。同時に、やはり全体を思い切つて前向きで計画的にやっていきますためには、法律をつくつたほうがいいのじゃないかという御意向もいろいろ伺ひます。私もその方向がよろしからうと思ひまして、あわせて法律もぜひ制定をしたいといふことで進めております。

○伊藤道雄 いまお伺ひした同和対策審議会の答申の中に、全国の同和地区が四千六百あると

いつておるわけですが、この地区をきめる何か基準があるかと思うんですね、こういう地区をきめる基準というのは、一体どのようなものか、この点について御説明いただきたい。

○説明員(福田勉君) これは同和対策審議会の中に調査部会を設けまして、調査部会が各都道府県あるいは市町村という全国的な調査を実施したわけでございます。で、同和対策を要する地区というものをどう基準し、定義づけるかということについては、その中では特に取り上げておりませんが、いわゆる従来、同和対策として実施すべきことというのをどうやっておきます。で、とりあえずその基準、そのめどをいたしましては、その地方において従来から一般に同和地区であると考えられている地区というように定義をいたしております。

○伊藤頼道君 時間の関係もございますから、最後に一点だけ伺いして、本日のところ、私の質問を終わっておきたいと思いますが、全国人口千人に対して同和地区の人口は一一・八のようですが、特に奈良県ですね、奈良県については、同和人口は全国最高の七二・一人、高知県もこれに次いで五二・三人となつて、非常に多いわけですね。そのよつてきた理由は、一体何処にあるのかというところをこの際お伺いしておきたいと思つております。

○説明員(福田勉君) ただいまの数字でございしますが、ちょっと見当たりませんが、高知県、奈良県、和歌山県、兵庫県というのは、全国的に同和地区人口というものが、非常に対象数が多くなつております。それは先生ただいま御指摘のとおりでございますが、これは従来、やはり江戸時代、あるいは江戸時代以前からあつたいわゆるその制度というものが、そのまま、まだ多分に残っている状態が続いてきたということではないかと思つております。

○山本茂一郎君 それでは、先ほど御質問いたしましたことをただいまからあらためて御質問することとさせていただきます、先ほどお答えいた

きましたことに伴つてあとお尋ねしたい、このように思うわけですね。

先ほど長官から、恩給法の精神に基づきまして、根本的に前向きな姿勢において検討される、審議をされる、こういうことを承りました。まことに心強い限りでございますが、それに関連をしまして、少し私申し上げたいと思つております。それは、この恩給問題は特異な問題だと思つております。すなわち、戦争前におきまして、すでに旧恩給法に基づいて政府が国民に対して公的な約束をせられた。で、国民は、国民の義務といたしまして、国家に対する奉仕をすでに戦場において終つておる。それに対して国が恩給問題をいまだに解決せずにおる。いわゆる約束せられた手形が出ておるまま、その実行をどうするかという問題だ、こう思つております。また一方から言いますと、占領軍のほうで、特殊の目的があつたと想像いたしますが、恩給法を旧軍人に限りこれを停止をした、こういう異例な措置をしておるわけでありまして、別に恩給法の規定に基づきまして恩給権を剥奪されるような犯罪を起しておらない旧軍人が、今日までいふような点で特別の待遇を受けておると、こういう事実であります。言いかえまして、日本の独立が完成すると同時にこの恩給法が生きてくるのが自然でございまして、これにいろいろな制肘を加えられるということは、日本の国内における経済問題とか、いろいろな形の制肘があるためにこういう形になつてきたと、こう考へるわけでありまして、私はその意味におきまして、先ほど長官がお述べになりました基本的な態度というものは、いふようなもの、観察の上においてそういう形をとっていただきたい。いわゆる白紙で新しい恩給というものを検討するのじゃなくて、そういう経緯のある上に立つた恩給という問題である、こういうようにひとつ取り扱つていただくのが至当じゃないかと、こういうように考へるわけでありまして。

第二点にお尋ねしたい事柄は、委員の問題でございしますが、ただいま伊藤委員からお尋ねがござ

いましたので、私はこれを繰り返しません。ただ、第一回の特別審議会におきましては、関係行政機関の職員と学識経験者という形において表現をされておりました、そのときには旧軍人が委員の中に入つておるわけでありまして、それから、臨時恩給等調査会におきましては、国会議員、それから関係行政機関の職員、学識経験者、こういうような表現で委員をきめておられるわけでありまして、今度は学識経験者、こういうことでございしますが、この学識経験者の意味が相当広い意味になつてくるんだと思つてございしますが、何ふん人事のこととございしますから、これ以上入りましていろいろさしつかえをと思つてございしますけれども、問題は、恩給というものが非常にこまかい専門的な知識による問題になつてまいりまして、一般的常識だけでははたして正当な判決が出るかという問題が私はあると思つてございします。そういうことを考へますと、この委員の構成というもののが今度の問題のほんとうの大きな実質的な解決になるものだと、こう思つてございします。そういう意味におきまして、ひとつ私は、御質問にございせんが、この委員の構成の点につきましては、以上のような趣旨に基づいて十分なる慎重な御配慮をいただきたい。これが私の第二点であります。

それから第三点の問題でございしますが、これは審議項目でございします。この審議項目につきましては、先ほど伊藤委員からの御質問に對しましてお示しいただいたので、別に私はそれでけっこうでございますが、ただ、それにつけて私が考へますのは、納得のいかない大きな問題としまして、いわゆる一般公務員といふか、昔で言いますところの文官と武官との間に恩給法の取り扱

いにおいて非常な差があるということが私は問題だと思つてございします。言いかえまして、新しい憲法において、法のもとに平等であるという前提が打ち出されている。このときにおいて、旧軍人であつたからといって、また、そうでなかつた公務員であるからといって、特に待遇上の差別があ

るといふことは、私は、恩給法がいかに改正されるかという一つの基本的な大きな問題であると、こういうふうにお考へるのであります。この点につきましては、くだいことは申しませんが、ひとつぜひ御考慮をいただきたい、こういうふうに考へておるわけでありまして。

それから、その項目のうちで、法律では調査という問題がここにうたわれておるのでございしますが、この調査の問題をどういふように実施されるかという点について、腹案を示していただきたいと思つてございします。といふことは、この委員の構成におきまして、学識経験者というだけになつてまいりまして、恩給について一番痛切に感じておる人々の意見をこの委員会に反映さすということが必要だと思つてございしますが、この恩給受給者並びにまだ恩給を——昔の恩給法においては受給者になるべき者がいまだにその資格を得ておらないという人々のいろいろの意見をひとつ十分に反映をしてこの審議会の運営をしていただきたい、こういうことでございします。この三つについてお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(安井謙吉) お話のように、恩給は個人の過去における国家社会に対する貢献に対する報償と申しますか、お報いをするという性格のものでございしますから、そういう精神で常に扱われなざるやない、単に恵むとかなんとかというふうなことがあつて、今度根本的に恩給の制度を検討願うという際にも、そういう恩給の性格あるいは恩給の内容に十分熟達をした学識経験者といふものを中心にして人選をいたし、御検討をお願いしたいと思いますし、同時に、いまの実態につきまして十分に調査が行き届いて、不十分なことのないように、あるいはまた、そういう直接の関係者の方の御意見もできるだけのいろいろな方法で伺うことができ、また、御披露願えるような運営の方法にこれは考へていきたいと思つております。

○山本茂一郎君 次に答申の問題でございします。はしよつて申し上げますと、この答申は中間の答

申をせられますか、それともこの審議会の最後において答申を出されるかと、こういう問題でございいます。そういう質問をいたしますのは、御承知のように、恩給の——たとえてはことばは悪うございいますが、ベースというものは、四十二年の一月になりまして初めて二万四千円ベースに近いものになると思うのであります。一般公務員の方の俸給というものは、三万九千円のベースにすでになつておるわけです。ここに一万五千円の差があるというふうな状況におきまして、これは俸給と仮定俸給とは違うということはおく承知してありますけれども、そういう著しい差があるこの現状におきまして、四十二年に恩給を改正するということが、答申が出ないためにこれができないというふうな政府の御方針をとられますという、ただでさえいびつになつておる恩給というものが非常にへんばなものになると、こう考えるのであります。また、答申がまとまつた後において思い切つた改正をされるというふうなことがあるかも知れませんけれども、それは実際国家のいろいろな事情において、そういうある程度の限度があらざるを得ない、こう考えますと、いままでのように、おくれしている状況においてさらに審議会の存在という理由によつてさらにこれをおくらすというふうになりますと、長官の仰せられました御意思と実際の問題との食い違いがないとは私は言えないと、こう考えます。その意味において私は、中間答申というものを必ずしも主張するものではないと、ごさいませんが、何らかのこのいびつにならぬような措置をとるお考えがありますか、どうでありますか、それを伺ひたい、こう思います。

○国務大臣(安井謙吉) 審議会は、形といたしましては二年間の任期で、その間に御答申を願うという全体はたてまえをとつております。しかし、緊急な問題がございすれば、これはあるいは必要に応じて中間答申というふうな場合もあり得るかと思ひます。また、答申が必ずしもなくても、次年度の予算において緊急やむを得ざるものといふことになれば、それはそれなりの考え方もまたその段階ではしなければならぬ場合もあるうかと思ひます。しかし、できるだけ全体としてひとつの均衡のとれた、また、恩給の本質に合う制度というものを考えていただきたい。そうしていまお話の、この旧額差、内容、とり方といひますかね、若干まだいろいろ議論もありましようが、いま御指摘の二万四千円、三万九千円というふうなことも確かに言われる面があることは私も否定できなかつておると思います。そういう問題も合わせででき得る限り合理的なひとつ線を出していただきたいと考えておる次第でございします。

○山本茂一郎君 終わります。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御発言もないやうでございしますから、本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

午後三時三十分休憩

午後五時二十四分開会

○委員長(熊谷太三郎君) これより委員会を再開いたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、質疑は尽きたものと認めまして、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないやうでございしますから、討論は終局したものと認めます。

それではこれより採決に入ります。科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時二十五分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二日)

一、厚生省設置法の一部を改正する法律案

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「基き」を「基つき」に改め、「船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員及び」を削り、「且つ」を「かつ」に、「行い」を「行ない」に改める。

第四条第五項中「五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円未満の端数を生じたときは、」に改める。

第九条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 障害補償

イ 障害補償年金

ロ 障害補償一時金

四 遺族補償

イ 遺族補償年金

ロ 遺族補償一時金

第十三条第一項中「別表第一」を「別表」に、「第

三級」を「第七級」に、「第一種障害補償」を「障害補償年金」に、「第四級」を「第八級」に、「第二種障害補償」を「障害補償一時金」に改め、同条第二項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項第二号及び第三号中「同項」を「前項」に改め、同条第四項中「前項」を「同項」に、「各々の」を「各の」に、「同項」を「同号」に、「第三級」を「第七級」に改め、同条第六項中「第一種障害補償」を「障害補償年金」に、「別表第一」を「別表」に改める。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

(休業補償及び障害補償の制限)

第十四条 職員が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、国は、人事院規則で定めるところにより、休業補償又は障害補償の全部又は一部を行なわなうことができる。

(遺族補償)

第十五条 職員が公務上死亡した場合において、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ）、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。
 - 二 子又は孫については、十八歳未満であること。
 - 三 兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十五歳以上であること。
 - 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める廃疾の状態にあること。
 - 五 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。
 - 六 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額（次号において「平均給与額の年額」という。）の百分の二十五に相当する額
 - 二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき平均給与額の百分の五に相当する額。ただし、その額が平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額
 - 三 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
 - 四 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。第十七条の次に次の九条を加える。
- 第十七条の二 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなく後順位者があつたときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。
 - 一 死亡したとき
 - 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
 - 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき
 - 四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき
 - 五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（職員の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の人事院規則で定める廃疾の状態にあるときを除く。）
 - 六 第十六条第一項第四号の人事院規則で定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときは、子又は孫については、十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）
 - 第十七条の三 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があつたときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。
 - 第十七条の四 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。
 - 一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき
 - 二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に關しすでに支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき
 - 第十七条の五 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 配偶者
 - 二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 三 第二号に掲げる者以外の者で主として職員の収入によつて生計を維持していたもの
 - 四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 第十七条の六 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額（第十七条の四第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。
 - 第十七条の七 職員の故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができない遺族としない。
 - 第十七条の八 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができない遺族としない。
 - 第十七条の九 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができない遺族としない。
 - 第十七条の十 遺族補償年金を受けることができる遺族が、故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができない遺族としない。職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
 - 第十七条の十一 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができない遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であると

きは、その権利は、消滅する。
第六 第十七条の二第二項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の支給期間等)

第十七条の八 障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。
2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。
3 年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(年金たる補償の支払の調整)

第十七条の九 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分について、同様とする。

(年金たる補償の額の改定)

第十七条の十 年金たる補償の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合においては、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。
第十九条及び第二十条を次のように改める。

(死亡の推定)

第十九条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つて

いた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の死亡が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、これらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

第二十条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順位(遺族補償年金については、第十六条第三項に規定する順序)とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十條の二中「又は公務で外国旅行中の職員」を、「公務で外国旅行中の職員又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員」に、「但し」を「ただし」に、「本章」を「この法律」に改める。

第二十一条中「別表第一」を「別表」に改める。
第二十二條中「左の」を「次の」に、「職業再教育」を「リハビリテーション」に、「義肢」を「義肢」に改め、同条に次の一号を加える。

五 その他必要と認める施設

第二十三條中「及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」を、「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」に、「つり合」を「均衡」に改める。

第二十四條の見出しを削る。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十七條の次に次の一条を加える。

(支払の一時差止め)

第二十七條の二 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、第二十六條第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、又は前条第一項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、人事院又は実施機関は、補償の支払を一時差止めすることができ

る。

第二十八條中「二年間の下に」(障害補償及び遺族補償については、五年間)を加え、「行わない」を「責めに」に改める。

別表第一 身体障害の欄中「せ、い、く」を「咀嚼」に、「上肢」を「上肢」に、「下肢」を「下肢」に、「耳か」を「耳」に、「せき柱」を「脊柱」に、「外ばう」を「外観」に、「こう丸」を「丸」に、「ひ臓」を「脾臓」に、「じん臓」を「腎臓」に、「視野狭さく」を「視野狭窄」に、「歯科補綴」を「歯科補綴」に、「ろく骨を助骨」に、「肩こう骨を肩胛骨」に、「がん固を頑固」に改め、同表第四級の項中「九二〇」を「一六四」に改め、同表第五級の項中「七九〇」を「一四二」に改め、同表第六級の項中「六七〇」を「一二〇」に改め、同表第七級の項中「五六〇」を「一〇〇」に改め、同項身体障害の欄中第

一〇号を第一三号とし、第九号を第二二号とし、第八号を第一一〇号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 一上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

別表第一 第七級の項身体障害の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外に労務に服することができないもの

別表第一 第八級の項身体障害の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第一二二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の備考第一号中「き、よ、正視力」を「矯正視力」に改め、同表を別表とする。

別表第二を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の国家公務員災害補償法(以下旧法)という。の規定による第一種障害補償のうちこの法律の施行の日以前までの間に係る分並びに旧法の規定による第二種障害補償及び遺族補償であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償を受けることができる者には、この法律による改正後の国家公務員災害補償法(以下新法という。)の規定による障害補償年金を支給する。

第四条 前条の規定により支給すべき障害補償年金のうち昭和四十一年十一月までの間に係る分の支払期月については、なお従前の例による。

第五條 新法第十九條の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期がわからない職員についても、適用する。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第六條 この法律の施行の日から五年以内に職員が公務上死亡した場合における当該死亡に關し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先立つて申し出たときは、国は、平均給与額の四百百分に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従ひ当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

3 第一項の一時金は、新法の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

4 第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第二項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五條第二項(同法第七十九條の二第八項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四條第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定を適用しない。

第七條 遺族補償一時金の額は、当分の間、新法第十七條の六第一項の規定にかかわらず、旧法の規定による遺族補償の額の範囲内において、人事院規則で定める額(第十七條の四第二号の

場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

(他の法令による給付との調整)

第八條 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた身体障害又は死亡について人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による年額から当該給付の年額に百分の五十の範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

2 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法によつて新法の規定による補償に相当する保険給付を受ける場合には、国は、当分の間、新法の規定による補償を行なわない。

第九條 新法の規定による障害補償を受ける者についての恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六條ノ二の規定の適用については、同条第五項中「給付ノ金額」とあるのは「給付ノ金額(國家公務員災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ラ乗ジテ得タル額)」と、恩給法第五十八條ノ五の規定の適用については、同条本文中「國家公務員災害補償法第十三條若ハ」とあるのは「國家公務員災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」と、恩給法第六十五條ノ二の規定の適用については、同条第二項中「該当スルモノノ金額」とあるのは「該当スルモノノ金額(國家公務員災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ラ乗ジテ得タル額)」とする。

2 新法の規定による遺族補償年金を受ける者についての恩給法第七十九條ノ三の規定の適用については、同条本文中「國家公務員災害補償法第十五條若ハ」とあるのは「國家公務員災害補償

法第十五條ノ規定ニ依ル遺族補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」とする。

第十條 この法律の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を受けるべき者に係る恩給法第五十八條ノ五の規定の適用については、なお従前の例による。

(人事院規則への委任)

第十一條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(船員保険法の一部改正)

第十二條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第四十四條ノ三第一項中「國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第十三條(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ。)」を削る。

第四十五條第二項中「國家公務員災害補償法第十三條を」を「國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第五十條ノ七中「國家公務員災害補償法第十五條(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。)」を削る。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三條の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「旧船員保険法」という。第四十四條ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五條の規定による遺族補償の支給を受けるべき者があることによりこの法律の施行の際現に旧船員保険法第五十條ノ七の規定によりその支給が停止されている遺

族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五條第二項(同法第七十九條の二第八項において準用する場合を含む。の)の規定を適用しない。

3 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三條の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の際現に旧船員保険法第四十四條ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正)

第十四條 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第四十八條まで」の下に「及び第八十九條から第九十六條まで」を加え、「(船員法第九十二條に規定する基準による場合)において、障害の程度が同法の別表に掲げる第一級から第三級までに該当するときは、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第十三條第一項中「平均給与額に同表に定める日数」とあるのは、「船員法第九十二條に規定する標準報酬の月額に同法の別表に定める月数の六分の一(の月数)」と読み替えて國家公務員災害補償法第十三條第一項(第一種障害補償に關する部分に限る。及び関係規定を適用した場合における基準とする。)」を削る。

(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 前条の規定による改正前の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に關する法律の規定による船員である職員の災

害補償であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例によ

る。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第十六条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正す

る。
第二十七条第一項中「(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員を除く。以下本条及び附則第九項において同じ。)」を削り、「から第二十六条まで及び第二十七條第一項を、第二十六條、第二十七條第一項及び第二十七條の二」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十七条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第八十六條の項中欄中「第十三條の規定による障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間」を「第十三條の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改め、同法第九十二條の項中欄中「第十五條の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた時から六年間」を「第十五條の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)
第十八条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三條(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

第五十六条第三号中「国家公務員災害補償法第十三條」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。」に改める。

第六十四条中「国家公務員災害補償法第十五條(他の法律において準用する場合を含む。)」を削る。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 障害年金の受給権者が旧法第十三條の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条において「旧厚生年金保険法」という。)

第五十四条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五條の規定による遺族補償の支給が行なわれるべきものであることによりこの法律の施行の際現に旧厚生年金保険法第六十四條の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五條第二項(同法第七十九條の二第八項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

3 障害年金の受給権者が旧法第十三條の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に旧厚生年金保険法第五十四條の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第三十六條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

(国会議員互助年金法の一部改正)
第二十條 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二の見出し中「障害補償」を「障害補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による障害補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種障害補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による障害補償年金に相当する補償を受ける場

合には、当該補償を」に改め、「その補償が同法同条に規定する第二種障害補償に相当する補償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第十九條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定による遺族補償」を「第十五條の規定による遺族補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種遺族補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による遺族補償年金に相当する補償を受ける場

合には、当該補償を」に改め、「その補償が同法同条に規定する第二種遺族補償に相当する補償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第二十條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定による遺族補償」を「第十五條の規定による遺族補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種遺族補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による遺族補償年金に相当する補償を受ける場

合には、当該補償を」に改め、「その補償が同法同条に規定する第二種遺族補償に相当する補償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第二十條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定による遺族補償」を「第十五條の規定による遺族補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種遺族補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による遺族補償年金に相当する補償を受ける場

合には、当該補償を」に改め、「その補償が同法同条に規定する第二種遺族補償に相当する補償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第二十條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定による遺族補償」を「第十五條の規定による遺族補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種遺族補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による遺族補償年金に相当する補償を受ける場

合には、当該補償を」に改め、「その補償が同法同条に規定する第二種遺族補償に相当する補償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第二十條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定による遺族補償」を「第十五條の規定による遺族補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種遺族補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による遺族補償年金に相当する補償を受ける場

合には、当該補償を」に改め、「その補償が同法同条に規定する第二種遺族補償に相当する補償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第二十條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定による遺族補償」を「第十五條の規定による遺族補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種遺族補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による遺族補償年金に相当する補償を受ける場

合には、当該補償を」に改め、「その補償が同法同条に規定する第二種遺族補償に相当する補償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第二十條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定による遺族補償」を「第十五條の規定による遺族補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合」には、その補償が同法同条に規定する第一種遺族補償に相当する補償であるときはこれを「を」の規定による遺族補償年金に相当する補償を受ける場

遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

第二百十條第一項中「船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合」を「船員組合員が公務によらないで病氣にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病氣にかかり、若しくは負傷した場合」に改める。

第二百十一條第一項中「退職し、又は」の下に「公務によらないで」を加え、同条第二項中「遺族に対する給付」の下に「(その支給事由が公務によるものを除く。)」を加え、同条第三項を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三條 旧法第十三條の規定による第二種障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条において「旧国家公務員共済組合法」という。)

第八十六條の規定によりその一部の支給が停止されている公務による廃疾年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五條の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に旧国家公務員共済組合法第九十二條の規定によりその一部の支給が停止されている同法第八十八條第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

(国民年金法の一部改正)
第二十四條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第三十六條中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「これら」を「これら」に改める。

「償法」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第六十五條第一項第一号中「年金たる給付」の下に「及び国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む」の規定による年金たる補償を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五條 障害年金の受給権者が旧法第十三條の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を取得し、又は障害福祉年金の受給権者が同條の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に前條の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）第三十六條の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同條の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五條の規定による遺族補償が行なわれるべきものであることによりこの法律の施行の際現に旧国民年金法第四十一條第一項（同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金（障害福祉年金を除く。）の受給権者が旧法第十三條の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に旧国民年金法第三十六條の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

3 この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して附則第三條の規定により支給される障害補償年金については、前條の規定による改正後の国民年金法第六十五條第一項第一号（同法第七十九條の二第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

（国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六條 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四條から第六條までを削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二十七條 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。

十七 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む。に基づく年金たる補償

第四條第二項第四号中「若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）」を削り、「これら」を「これ」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八條 前條の規定による改正後の児童扶養手当法第三條第二項第十七号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して附則第三條の規定により支給される障害補償年金は、同法第四條第三項第三号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としな

い。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十九條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項の表第九十一條の項下欄中「第十三條の規定による障害補償が行なわれることとなつたときは六年間」を「この規定による障害補償年金が支給されることとなつたとき

は、その障害補償年金が支給される間」に改め、同表第九十七條の項下欄中「第十五條の規定による遺族補償が行なわれることとなつたときは六年間」を「この規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその遺族補償年金が支給される間」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十條 旧法第十三條の規定による第二種障害補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に前條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条において「旧地方公務員等共済組合法」という。）第四十二條第二項の規定により変更して適用される同法第九十一條の規定によりその一部の支給が停止されている公務員による廃疾年金については、同法第四十二條第二項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五條の規定による遺族補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に旧地方公務員等共済組合法第四十二條第二項の規定により変更して適用される同法第九十七條の規定によりその一部の支給が停止されている同法第九十三條第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正）

第三十一條 重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。

十八 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む。に基づく年金たる補償

第四條第三項第四号中「若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）」を削り、「これら」を「これ」に改める。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二條 前條の規定による改正後の特別児童扶養手当法第三條第二項第十八号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による重度精神薄弱児扶養手当の支給を受けている者に対して附則第三條の規定により支給される障害補償年金は、同法第四條第四項第三号の規定の適用については、その者が同法第三條第

一項に規定する児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

2 重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）中重度精神薄弱児扶養手当法の題名の改正規定が施行されるまでの間は、前項中「特別児童扶養手当法」とあるのは「重度精神薄弱児扶養手当法」と、同法第三條第一項に規定する児童とあるのは「当該重度精神薄弱児」とする。

（公務上の災害に対する年金による補償に関する検討）

第三十三條 職員の公務上の災害に対する年金による補償に関しては、人事院は、共済組合の制度との関係を検討して引き続き検討を加えるほか、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）附則第四十五條に規定する検討の結果が得られたときは、これとの均衡をも考慮して、補償制度の研究を行ない、その成果を国会及び内閣に提出しなければならない。

三月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人恩給に関する請願（第一九一號）

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願（第一九二號）（第一二九五號）（第一二九六號）（第一三〇一號）（第一三二七號）

一、宮城県一迫町地域の寒冷地級引上げに関する請願（第一二〇二號）

一、恩給、共済年金増額に関する請願（第一二〇三號）（第一二〇四號）

一、元南滿州鉄道株式會社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（第一二二三號）

一、各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願（第一二三七號）（第一二五一號）（第一二九四號）

一、寒冷地給与改善に関する請願（第一二六七號）

第一一九一号 昭和四十一年三月十一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 鹿兒島県国分市敷根一、一一三

神崎直記外三百三十六名

紹介議員 日高 広為君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一九二号 昭和四十一年三月十一日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 京都市東山区山科四宮神田町一二

西朋太外十名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一二九五号 昭和四十一年三月十六日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市伏見町一、八八三 根井外

喜男外三十名

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一二九六号 昭和四十一年三月十六日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉上二ノ三ノ一

小林善一外百二十五名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一三〇一号 昭和四十一年三月十七日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 宮崎市大塚町横立一、三九三 守

恭平外百九十三名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一三二七号 昭和四十一年三月十七日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市南一六条西一八丁目 横道

英雄外二百四十一名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十一年三月十一日受理
宮城県一迫町地域の寒冷地級引上げに関する請願

請願者 宮城県栗原郡一迫町真坂 黒沢武

太郎外十名

紹介議員 横川 正市君

宮城県栗原郡一迫町地域の寒冷地級地を現行の三級地から五級地に改定されたい。

理由

当地域は、宮城県の最北部に位置し、栗駒山ろく直下の花山村に続いた山間丘陵地帯であるため、冬季における寒冷の度合いは、まことにきびしく隣接の鳴子町(五級地)花山村(四級地)の奥地とくらべ、積雪においては多少の差はあるが寒気においては全く同じ状態である。

従つて、冬季間の暖房用経費については、多額の出費を要し、当地域住民の家庭経済或いは町財政に及ぼす影響はきわめて大きい。このため、町勤労者よりは常にこれが改定を要望されており、町議会においても改定措置について活発な意見がのべられている。

第二二〇三号 昭和四十一年三月十一日受理
恩給、共済年金増額に関する請願

請願者 札幌市菊水町三 小林秀太郎

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二三号と同じである。

第二二〇四号 昭和四十一年三月十一日受理
恩給、共済年金増額に関する請願

請願者 北海道中川郡豊頃村十林 竹田夏

樹

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第五二三号と同じである。

第二二三三三号 昭和四十一年三月十二日受理
元南満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩

給、共済問題に関する請願
請願者 茨城県土浦市国分町一、〇一五

大和田嘉光

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第二二三七号 昭和四十一年三月十四日受理
各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均

衡是正に関する請願

請願者 岡山市石関町二ノ二岡山県傷痍軍

人会内 小坂喜代二

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第二二五一号 昭和四十一年三月十四日受理
各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均

衡是正に関する請願

請願者 長野市県町四五〇県社会会館内長

野原傷痍軍人会内 三尾貫三

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第二二九四号 昭和四十一年三月十六日受理
各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均

衡是正に関する請願

請願者 埼玉県深谷市栄町四〇一 古田与

三郎

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第二二六七号 昭和四十一年三月十六日受理
寒冷地給与改善に関する請願

請願者 秋田市西根小屋上丁一三秋田県教

職員組合内 田村憲治

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第七三九号と同じである。

第十三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

一 二 七 八 補決 補欠

三 三 終わり 共同制 共同体制

五 一 終わり 井萩 井萩

三 一 終わり 井萩 井萩

四 三 終わり 井萩 井萩

九 四 終わり 井萩 井萩

四 三 終わり 井萩 井萩

九 四 終わり 井萩 井萩

四 三 終わり 井萩 井萩

九 四 終わり 井萩 井萩

四 三 終わり 井萩 井萩

九 四 終わり 井萩 井萩

四 三 終わり 井萩 井萩

昭和四十一年四月七日印刷

昭和四十一年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局